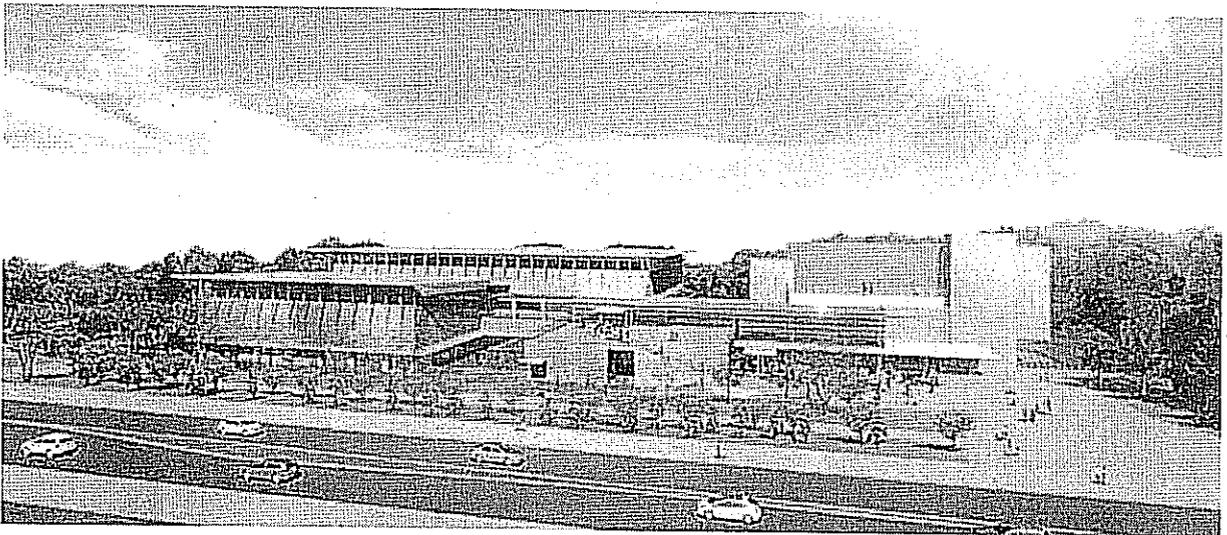


市民総合体育館建設に関する特別委員会資料

市民総合体育館の計画内容について



市民総合体育館建替事業

平成25年7月

市民総合体育館の計画内容について

(1) 建設の位置について	- 1 -
Q1. 流山市総合運動公園内に建替える理由は何ですか。	- 1 -
Q2. どのように検証して陸上競技場としたのですか。	- 3 -
Q3. 流山市総合運動公園の陸上競技場を廃止することは可能ですか。	- 5 -
Q4. 陸上競技場は、市内に無くても問題ありませんか。	- 5 -
Q5. 陸上競技場のこれまでの利用者についてはどう考えていますか。	- 6 -
Q6. 夜間照明施設があるフィールドを廃止して市民サービスに低下はありませんか。	- 6 -
(2) 計画の規模	- 7 -
Q7. 建替えとした背景は何ですか。	- 7 -
Q8. どうしてこの規模になるのですか。	- 7 -
Q9. 現在の市民総合体育館で広域レベルの大会は開催しているのですか。	- 8 -
Q10. 新しい市民総合体育館メインアリーナの規模の根拠は何ですか。	- 9 -
Q11. サブアリーナを設ける理由は何ですか。	- 9 -
(3) 事業の時期	- 11 -
Q12. なぜ、この時期なのですか。	- 11 -
Q13. 耐震性の不足とは、どの程度危険なのですか。	- 11 -
Q14. 耐震改修工事を行えば耐用年数が延びるのではないですか。	- 12 -
(4) 小中学校併設校との関連（社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金）	- 13 -
Q15. 市民総合体育館と小中学校併設校を関連づけるメリットは何ですか。	- 13 -
Q16. 市民総合体育館建替事業と小中学校併設校建設を同時期に行い、将来の財政状況に問題は ありませんか。	- 15 -
Q17. 市民総合体育館建替事業を先送りした場合、どのような影響がありますか。	- 17 -
(5) 流山市総合運動公園再整備計画との関係	- 18 -
Q18. 流山市総合運動公園再整備計画と市民総合体育館建替事業に関係はありますか。 ..	- 18 -
Q19. 流山市総合運動公園も市民総合体育館建替とあわせて防災上の機能が向上しますか。 - 18 -	- 18 -
(6) 災害対応・バリアフリー対応について	- 19 -
Q20. 市民総合体育館建替事業による防災上のメリットは何ですか。	- 19 -
Q21. 面積が大きくなることで、防災上どのようなことが期待できますか。	- 19 -
Q22. 医療や防疫にも役立ちますか。	- 20 -
Q23. 現在の市民総合体育館でバリアフリー対応できていないのは、どんな事柄ですか。 .	- 20 -
Q24. 女性や子どもも安心して利用できますか。	- 21 -

巻末資料

1 市民総合体育館建替え事業に係る上位計画 等	- 20 -
1 流山市総合計画（平成 12 年 3 月）	- 20 -
2 流山市生涯学習推進基本構想（改訂版）（平成 22 年 4 月）	- 23 -
3 都市計画マスタープラン（平成 17 年 3 月）	- 24 -
4 流山市障害者計画（平成 21 年度から平成 26 年度）	- 25 -
5 流山市地域福祉計画（平成 21 年度から平成 26 年度）	- 26 -
2 市民総合体育館建替え事業に係る検討経緯等	- 27 -
1 体育館建替えに係る民間活力導入調査検討会議（平成 22 年）	- 27 -
2 流山市民総合体育館市民検討会議（平成 23 年度）	- 27 -
3 基本方針・基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施（平成 23 年 9 月）	- 28 -
4 流山市民総合体育館建替え事業基本方針・基本計画策定（平成 23 年 11 月）	- 28 -
5 事業体制の見直し・市の直接発注へ変更	- 28 -
3 防災に係る根拠等	- 29 -
1 地域防災計画（平成 24 年 8 月）	- 29 -
2 耐震化に係る背景と法令等（参考）	- 32 -
3 流山市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）	- 33 -
4 I s 値について（構造耐震指標）	- 34 -
5 耐震安全性（耐震計画基準）	- 35 -
6 災害時避難所の機能	- 37 -
7 バリアフリーに対応した主な点	- 38 -
8 医療や防疫に対する機能（臨時医療施設）	- 39 -
4 市民総合体育館利用状況等	- 40 -
1 体育施設利用状況（平成 15～23 年度）	- 40 -
2 市民総合体育館利用人員（平成 15～23 年度）	- 41 -
3 市民総合体育館の利用状況（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）	- 42 -
4 陸上競技場の利用内訳（平成 8 年～24 年度実績）	- 43 -
5 陸上競技場の利用内訳（種目別・夜間利用）（平成 24 年度）	- 44 -
6 流山市後期基本計画策定に伴う「NPOアンケート・NPOと行政との意見交換会」（平成 20 年 10 月）	- 45 -
7 学校教育・スポーツ関係聞き取り調査	- 46 -
8 現在の市民総合体育館での大会開催状況（各競技連盟からの聞き取り調査）	- 51 -
5 公園、体育施設等について	- 57 -
1 都市公園法	- 57 -
2 千葉県内市町村が設置する陸上競技場	- 59 -
3 近年の体育施設建築にみる施設規模の傾向（千葉県内）	- 60 -

6 市民総合体育館：老朽化の現状等.....	- 60 -
1 市民総合体育館：老朽化の現状.....	- 60 -
2 狭隘化の現状.....	- 63 -
3 市民総合体育館：平面図.....	- 64 -
7 財政見通し、社会資本整備総合交付金について.....	- 66 -
1 財政見通し.....	- 66 -
2 基金及び市債残高.....	- 68 -
3 社会資本整備総合交付金.....	- 70 -

(1) 建設の位置について

ア 流山市総合運動公園内の位置の検討

Q1. 流山市総合運動公園内に建替える理由は何ですか。

A1. 流山市総合運動公園内での建替えを決定した理由は大きく分けて、①交通の利便性、②国庫補助制度、③用地取得費の3点です。

① 交通の利便性に関しては、流山市総合運動公園周辺には柏流山線など主要な幹線道路が開通するほか、つくばエクスプレスの開通によりわずか徒歩7分(600メートル)の位置に流山セントラルパーク駅が立地しています。このようにアクセスが良好であることから、利便性に優れ利用しやすい施設となります。

地域防災計画においても、流山市総合運動公園は多くの人数を収容できることから広域避難場所に指定され、市民総合体育館も避難所に指定されています。あわせて第1次、第2次緊急輸送道路も近傍を通過しており、広域的な支援を効果的に活用することができる重要な防災上の拠点となります。

② 国庫補助制度に関しては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の都市公園事業を建設費にあてることとしています。この補助制度は、都市公園内において、利便性を高めるための施設建設が認められるものです。流山市には、市民総合体育館建設に適した都市公園は、流山市総合運動公園以外に無く、新たな場所で建設を進める場合には、この補助制度を活用することができません。

③ 用地取得費に関しては、流山市総合運動公園が流山市の所有・管理する用地のため、新たな用地取得費は必要としません。しかし、別の場所を選定した場合には、市民総合体育館建替えの建設費の他、多大な用地取得費を要することになります。

こうした3点の理由を考慮し、さらに市民の認知度も高いことから「流山市総合運動公園内」での

建替えを計画しました。限られた財源を有効利用して建替えを行う新たな市民総合体育館は、交通至便のスポーツ施設として、利用者が集まり・使いやすい施設、さらには防災上の拠点として有効に機能することが想定されます。

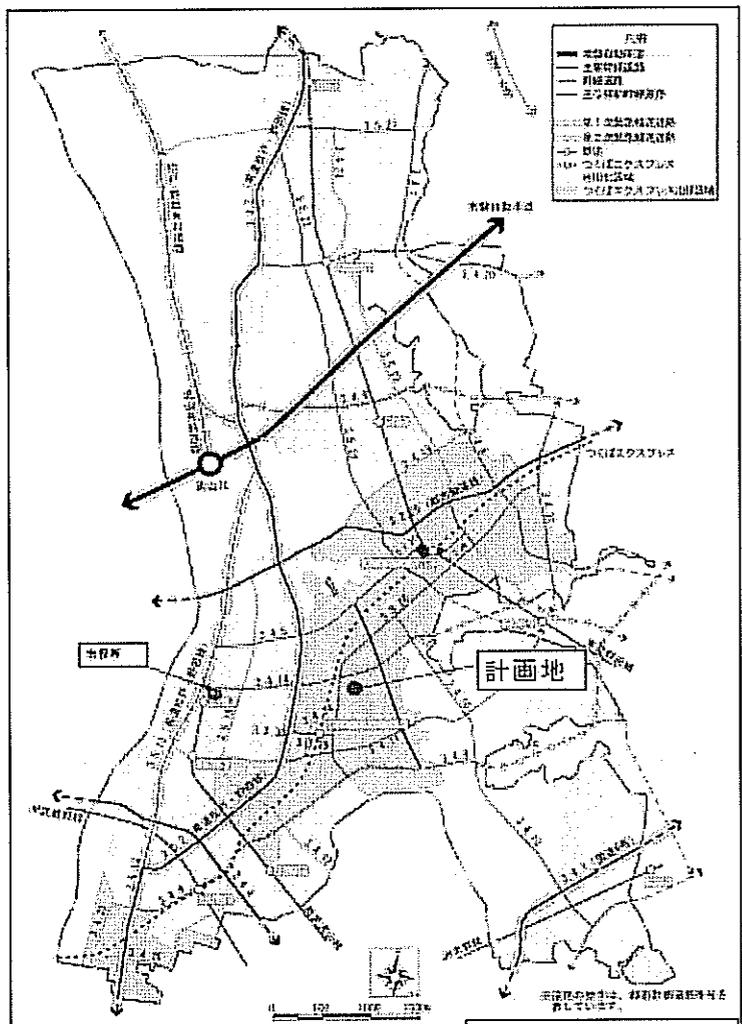


図1 幹線道路図

Q2. どのように検証して陸上競技場としたのですか。

A2. 流山市総合運動公園内で検討した候補地は、陸上競技場、北側駐車場、ミニアスレチック広場、野球場、ピクニック広場、日本庭園、南側駐車場です。

建物配置や工事の難易度等の程度、利用者数等を加味し、建替え場所を陸上競技場と決定したものです。

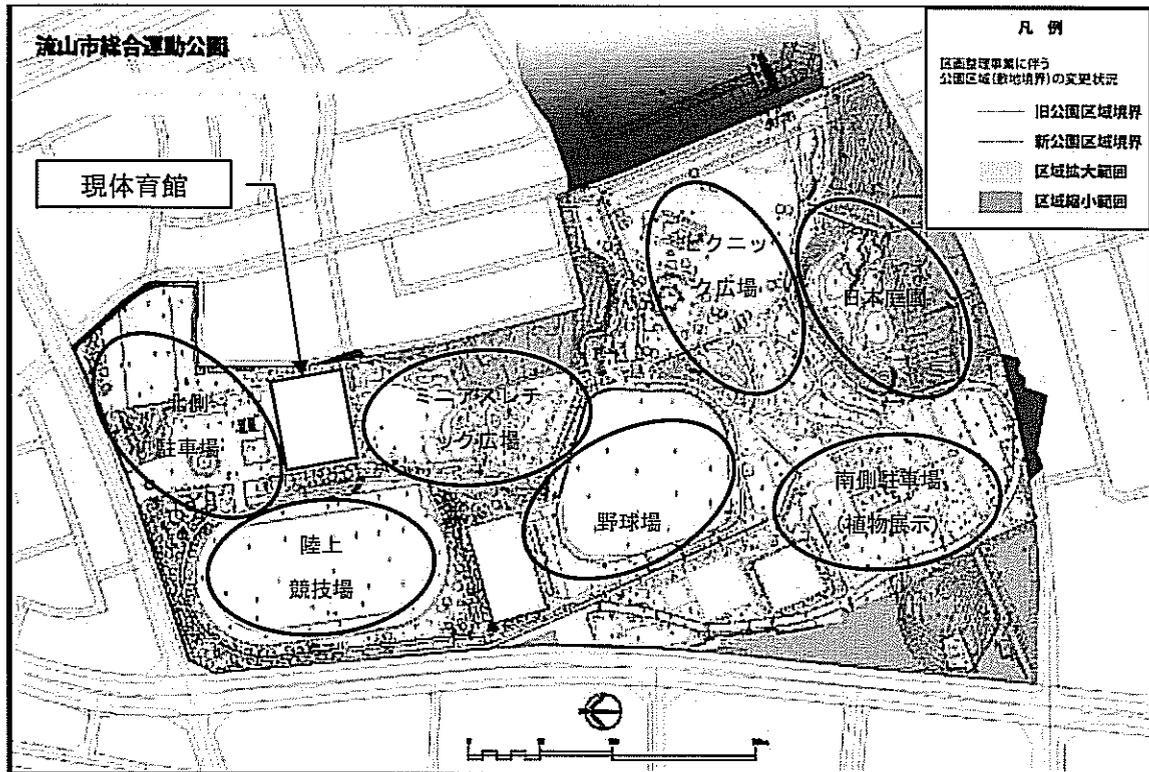


図2 位置検討図

場所	主な理由
陸上競技場	陸上競技場の利用者は年間トラック14時間、フィールド1013時間（平成24年度実績）ほどで、少ない状況が続いています。代替え措置が可能です。
北側駐車場	既存の駐車場を廃止するため、新たな駐車場を確保する必要があります。また建替え中には、現在の市民総合体育館の利用者が使用する駐車場の確保が必要です。工事ヤードや安全確保をしつつ建設することは大変困難です。
ミニアスレチック広場	土中に遺跡があります。現状の土地形状では、建物の規模が制約されます。
野球場	代替え措置を用意した上で、建設が必要です。 テニスコートや崖地に建設範囲が及ぶ影響があります。
ピクニック広場	土地区画整理事業による兼用調整地ため、増水時には湛水（水がたまる）区域となります。安全性を確保することができないため建設できません。
日本庭園	土中に遺跡があります。土地区画整理事業による道路整備完了後でないと建設できません。高低差により建設工事が困難となります。
南側駐車場	土地区画整理事業による道路整備完了後でないと建設できません。土地区画整理事業が進行途中のため利用できない土地があり、アプローチが困難になりさらに近接した駐車場の確保が必要です。

Q3. 流山市総合運動公園の陸上競技場を廃止することは可能ですか。

A3. 「流山市総合運動公園」は、流山市の公園名称で、都市公園法の分類からは、運動公園の位置づけとなっています。

運動公園になければならない施設については、法律上特に定めがなく、都市公園には、都市公園の効用のための公園施設として、野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設を設けてよいこととなっており、陸上競技場がなければ運動公園と言えないということではありません。

県内の市町村が管理する運動公園を調査したところ、全23施設あり、その中で陸上競技場を有する運動公園は12施設です。野田市、印西市では、総合公園に陸上競技場を設けています。

近隣市では、柏市、我孫子市には陸上競技場はなく、県立柏の葉公園（広域公園）の陸上競技場を使用しています。

また、本市の陸上競技場は日本陸上競技連盟公認ではなく、利用頻度は低い状況が続いており、平成24年度の年間の全利用時間帯コマ数における使用割合は0.3%です。

以上の都市公園法の定義や利用実態から、廃止することは可能であると考えています。

根拠. P57・58

表 都市公園の主な分類

種類	種別	内容
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
公園 大規模	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

Q4. 陸上競技場は、市内に無くても問題ありませんか。

(柏の葉公園の位置付けはどうなっていますか。)

A4. 流山市総合運動公園の陸上競技場は、日本陸上競技連盟公認ではなく、利用頻度も低いのが実情です。日本陸上競技連盟公認の認定を受けるためには、走路の確保や観客の収容数など基準を満たす必要があることから、これに係る費用は相当に必要と考えられます。

一方、都市公園法で定める広域公園として整備された県立柏の葉公園の総合競技場は、日本陸上競技連盟第2種公認陸上競技場の指定を受けています。2万人収容の観客席を持ち、流山市をはじめ各市の地域や学校の体育大会などで幅広く利用されています。フィールドは、サッカー開催はJリーグにも対応でき、ラグビーのトップリーグ試合開催も可能です。

①フィールド：105×68メートル・Jリーグ仕様 天然芝

②トラック：日本陸上競技連盟二種公認 全天候型9レーン

広域公園は、主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園として整備されており、柏市、我孫子市、流山市はもとより、松戸市の小中学校陸上競技記録会も開催されています。

以上のことから、流山市の陸上競技場を廃止しても、県立柏の葉公園の陸上競技場を利用することで機能・施設の代替が十分に可能と考えます。

根拠. P43・44

Q5. 陸上競技場のこれまでの利用者についてはどう考えていますか。

A5. 陸上競技場は、トラック部分とフィールド内の利用があります。

陸上競技場としての利用は、平成24年度年間利用時間数が14時間（全コマ4, 284時間に対する割合0.3%）に留まっており、ほとんど利用されていない状況です。

また、日本陸上競技連盟公認ではないため、市内小中学校陸上競技大会は、平成18年度から県立柏の葉公園の陸上競技場を利用しています。この大会利用にあたって児童生徒は、公共交通機関や大型バスを利用し、近隣中学校生徒は自転車利用も可能で移動方法も問題にはなっていません。会場の確保についても、優先予約が可能です。

フィールド内のサッカー利用での年間利用時間数は、全体で965時間（同22.5%）となっています。このうち高校、社会人等の利用は463時間、幼児・小学校レベルのサッカーの利用は502時間です。幼児は、いわゆるスクールの利用で、小学校レベルのサッカー利用者は、市外の団体利用が主です。市内の団体であれば、新川耕地スポーツフィールドや東部スポーツフィールドでの利用で対応できると考えます。

根拠. P43, 44

Q6. 夜間照明施設があるフィールドを廃止して市民サービスに低下はありませんか。

A6. 平成24年度の夜間照明施設の利用時間は、年間の全コマ4, 284時間のうち68時間（約1.6%）です。

このうち主な利用は、40時間が幼児・子供のサッカースクールとしての利用で、午後3時から午後5時までの利用時間の中で、秋から冬にかけて陽が暮れる時期・時間帯から照明を利用している状況です。午後6時以降では、成人サッカーが夜間照明施設を16時間（約0.4%）利用しています。

この様に使用時間が極端に少なく、学校体育施設として東部中学校で夜間照明施設を利用できることから、夜間照明施設廃止の影響は少ないと考えます。

なお、残る12時間は、市民まつりにおいて使用された実績です。

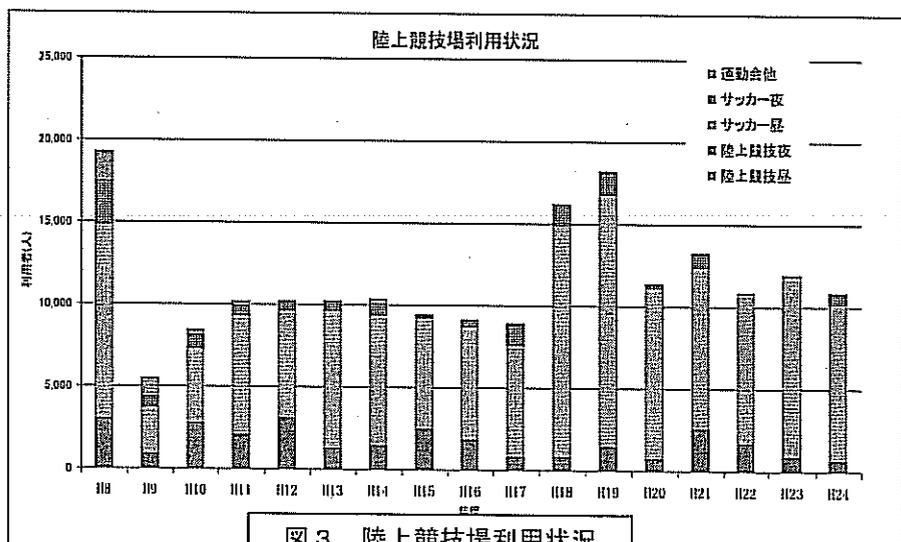


図3 陸上競技場利用状況

根拠. P44

(2) 計画の規模

Q7. 建替えとした背景は何ですか。

A7. 現在の流山市民総合体育館は、年間約13万人(平成24年度)が利用するスポーツ施設の核として、市民の健康増進に非常に大きな役割を果たしています。しかしながら昭和51年のオープン以来37年が経過したことにより、耐震診断でもIs値が0.23に留まり耐震補強が必要と判定されているほか、バリアフリーへの配慮がされた施設とは言えなくなっています。

また、流山市の人口は、現在の体育館オープン当時の84,150人(昭和51年4月)から、平成25年6月には168,144人と、子育て世代を中心におよそ2倍に増加し、平成31年度末には181,000人という推計になっています。ライフスタイルの多様化により、生涯を通して「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに親しみ健康に過ごしたいという機運が高まる中で、現在の市民総合体育館自体が狭隘であることから、多様化するニーズに応えることが困難な状況となっています。さらに、市民総合体育館の施設規模が課題となって、高いレベルのスポーツに親しむ機会、競技水準の向上を図る環境の実現が困難になっています。

こうした状況を踏まえ、流山市では総合計画後期基本計画(平成22～31年度)の基本方針や個別施策にも当初から、「市民総合体育館の建替え」を位置づけています。

具体的な施策を定める実施計画においても、上期実施計画(平成22～24年度)では平成22年度に「民間活力を導入した体育館建替事業」、平成23年度に「市民総合体育館建替事業」として位置付けして事業を進めてきました。平成25年度からスタートした中期実施計画においても、「市民総合体育館建替事業」として位置付けし、一貫して「建替え」の方針で事業を進めてきました。

また、流山市民総合体育館の建替えを望む声が、流山市体育協会をはじめ多くのスポーツ団体・機関等からも寄せられていることから、「建替え」が必要と考えています。

根拠 P20, 45



Q8. どうしてこの規模になるのですか。

A8. 流山市の人口は、現在の市民総合体育館のオープン当時からおよそ2倍に増加していることから、市民総合体育館の利用ニーズも増加していると考えられます。しかし、多くの市民から「なかなか抽選に当たらず、使えない」「大きな大会が開催できない」との声が多く寄せられ、平成23年度のアリーナ利用希望の実態は、申込み件数3,309件に対して当選件数809件、倍率4.09となり、身近に利用することが難しい状況となっています。

また、流山市や関係団体が開催する大会においても、参加人数やチーム数の関係で、市民総合体育館とコミュニティプラザ体育館や中学校体育館等で、会場が分散して複数に割り振りされ、役員・選手・観客の負担が増えるといった使い勝手の悪さが課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、まず、「様々な方が同時に使用できる」、「市内で開かれる大会が一つの会場で集中開催することができる」といった要望を踏まえ、一定の規模のメインアリーナ及びサブアリーナを設ける計画としました。

また、現在の市民総合体育館は、公式競技が開催できる基準・規模を満たしていないことが長年懸案となっていました。県大会や広域的な地方大会等でも開催することができず、ましてやトップアスリートの試合を開催することはできませんでした。今後は、生涯スポーツの意欲の高まりを受け、また、東葛地域でも有数の交通アクセスをより活かすためには、様々なレベルの競技を行える環境を整備することが必要と考えています。

このことから、各競技団体、関係機関、利用者の要望及び各競技の適正な規格を考慮したメインアリーナ、サブアリーナの規模として計画し、また、各種大会等に対応するための観覧席も計画しました。

こうした規模での整備には、小中学校における教育的観点でのメリットも十分にあると考えられます。中学校の市内大会では、同一の日程で、現在の市民総合体育館においてバスケットボールを行い、他競技は、中学校体育館で行っています。競技によっては、天井高さ、コート周辺のフリースペースに限度があるため、市内大会の先にある他市対抗試合に少なからず技術力に差が生じています。新しい市民総合体育館において、複数の競技をメインアリーナとサブアリーナで同時に行う・練習試合を行える等、競技環境が整うことは、技術力向上はもちろん意欲高揚にもつながります。

根拠. P40~42, 45~56

Q9. 現在の市民総合体育館で広域レベルの大会は開催しているのですか。

A9. 現在の市民総合体育館では規模の問題から開催を断られている広域レベル大会が多数あります。

中学生の葛北大会がようやく開催できる状況で、東葛地域で行われる大会以上の規模となると開催できません。社会人も、同様に市内大会レベルまでとなっています。

また、平成22年に開催された千葉国体においても、流山市では、公式競技を招へいできませんでした。

根拠. P45~56

参考に、近隣市の体育館利用国体競技は以下のとおりです。

野田市：バドミントン

我孫子市：なぎなた

松戸市：フェンシング

八千代市：バスケットボール、ウエイトリフティング

印西市：山岳

(柏市：テニス)

Q10. 新しい市民総合体育館メインアリーナの規模の根拠は何ですか。

A10. メインアリーナは、バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート10面を競技施設基準に則して確保することができます。これは、現在の市民総合体育館で競技種目毎に課題となっている、以下の現状を踏まえたものです。

バスケットボールの競技施設基準では、フリーゾーンが基準未満で1面となりますが、中学校市内大会をはじめとして、固定ゴールの関係で2面利用しています。これに加えて、競技中のゴール下が更衣室等への移動動線となっています。

バレーボールについては、現状2面で、競技施設基準とも適合していますが、市民大会、5市対抗バレーボール大会を開催するには、3面必要で、現状はコミュニティプラザを併用で確保しています。

バドミントンについては、8面なので1日で大会を終了するために、大会参加人数を制限し、また1ゲーム先取制や、試合間のインターバルを取らないなどローカルルールで大会を開催しています。

これらの各競技施設基準に適合するサイズを確保することで、動線の交錯による事故の回避、会場を1会場とすることによる負担軽減、さらに必要コート数の確保により多くの参加者が利用できることなどから、現計画のサイズとしたものです。

また、近年建設された体育館の例をみてもバスケットコート2面は必須とも言えるレベルです。

観覧席は、固定席1,488席、可動式観客席658席を計画しています。現在の市民総合体育館は、観覧席が600席しかなく、十分に確保できていない状況です。また建物自体が狭小であることから、観覧席は選手控室の機能も兼ねることになります。大規模な大会では選手や観覧者を含め1,000人を超すこともあります。観覧席だけでなくロビー等にも人が溢れているのが現状です。

根拠. P45~56, 60

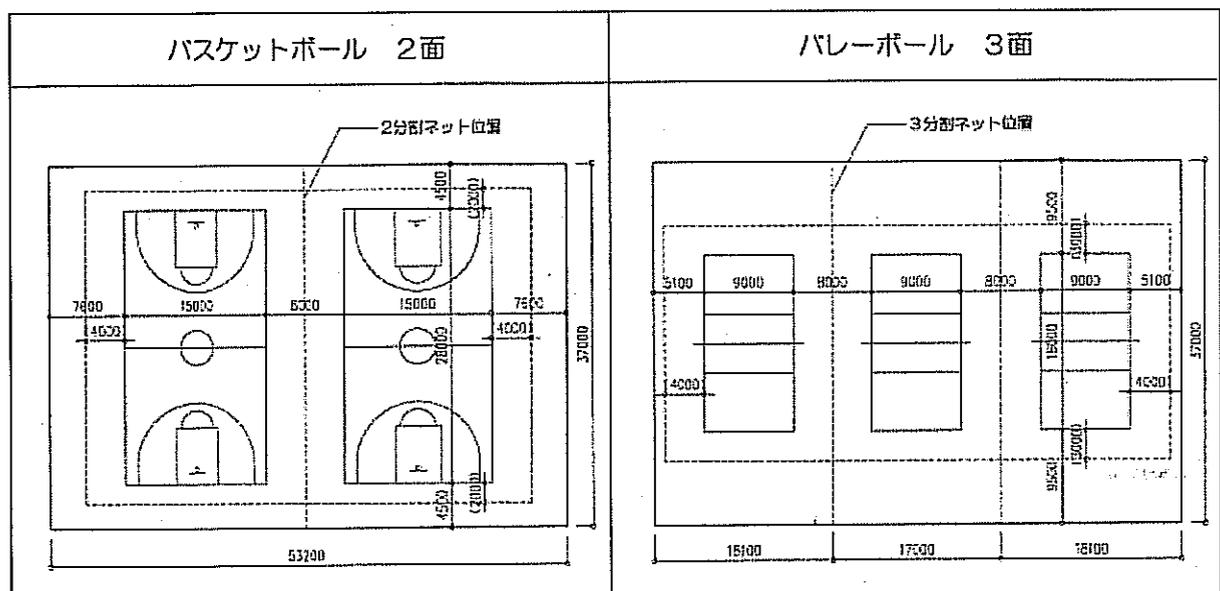


図4 メインアリーナコートレイアウト図

(3) 事業の時期

Q12. なぜ、この時期なのですか。

A12. 狭隘の状況については(2)計画の規模でも述べたとおりです。

これまで屋上防水工事は実施していますが、大規模改修等も実施しておらず、老朽化が進んでいます。トイレ、電気系統や防火設備、水回りなど至る所に大がかりな修理も必要となっています。

また、冷暖房空調設備もなく、バリアフリーにも対応しておらず、観戦者に対して優しい施設とはいえません。

災害時には、避難所として位置づけられていますが、耐震診断によるIS値は0.23と判定され、耐震性に問題があります。流山市では、流山市耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに公共施設を全て耐震化するとしています。小中学校については、耐震改修工事を実施済みで、図書館は今年度に耐震改修を計画しています。教育文化施設等の中で残る施設は市民総合体育館のみとなっていることから、早急に建替事業を進めていきたいと考えています。

また、市民総合体育館建替事業と平成27年4月に開校が予定される小中学校併設校を同一の社会資本整備総合交付金の計画(平成24年度～平成28年度)に位置づけています。これにより、本来、国庫補助制度が無い小中学校併設校の用地取得事業に多額の国費1,044百万円が増額されています。この小中学校併設校の用地取得に関する交付金は、近年の国の厳しい財政状況から満額交付されることが難しくなりましたが、平成24年度の緊急経済対策により、特別に満額での交付が既に認められています。こういった状況を踏まえて、この時期での建替を進めています。

↳ 関連事項 Q15 (P11)

根拠. P32・33, 61～65, 70～80

Q13. 耐震性の不足とは、どの程度危険なのですか。

A13. 平成7年度に耐震改修促進法が施行され、平成17年度に耐震診断を実施したところ、Is値が0.23となり、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い」ことが判明しています。

根拠. P34～36

参考

【Is値(構造耐震指標)とは】

建築物の地震に対する安全性を示す指標です。この数値が大きいほど耐震性能が高くなります。

Is 値	0.6以上	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い
	0.3以上0.6未満	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある
	0.3未満	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い

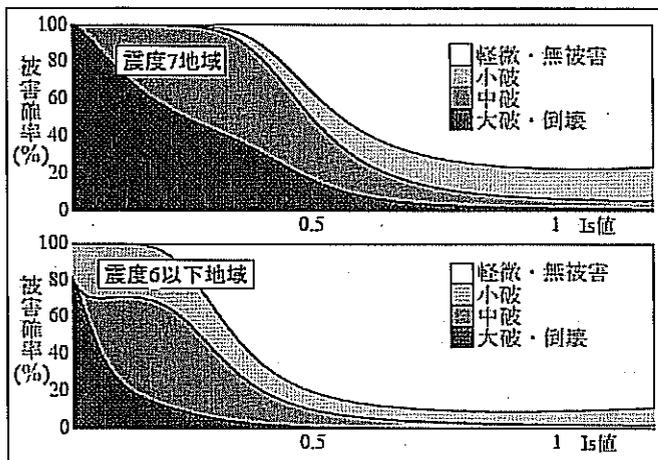


図6 Is値と被害確率

左図は、1995年兵庫県南部地震において建物を震度7地域及び震度6以下地域に分類し、各被災度区分のIs値の分布を対数正規分布により近似する。

これに全数調査(407棟)が行われた西宮市、神戸市の一部のRC造学校校舎の被害率を掛け、それらを足し合わせることで全校舎のIs値の分布曲線を推定したもの。コンクリート工学年次論文集、Vol.27、No.2、2005から引用

Is値が低いと被害確率が高いことが分ります。

Q14. 耐震改修工事を行えば耐用年数が延びるのではないですか。

A14. 耐震改修工事を行えば、耐震性能は上がりますが、既存の柱や梁などの構造体のコンクリート強度が向上するわけではありません。したがって、耐用年数を延ばすことと一致するわけではありません。

しかし、耐震性能だけが良好となっても設備や内外装を含め老朽化には、別途大規模な改修工事を行わなければ建物の機能が維持できなくなります。

現在の市民総合体育館は、築37年を経過し、電気設備や給排水設備等が老朽化しており、設備機器などの根本的な改修が必要な状況にあります。

耐用年数については、諸説ありますが、本市のファシリティマネジメント推進の基礎データとなる公共施設保全計画では、耐用年数は60年を採用しています。これは、60年間無条件で使用できるというのではなく、適切な維持や改修を行ったうえでの期間となります。

現在の市民総合体育館を今後も使用すると仮定すると、耐震改修に加えてこれまで行っていなかった大規模改修工事や設備の機能回復を行うこととなるため、それに応じた費用が必要です。

この費用が耐用年数の残り約20数年の期間に対する費用ということになります。

一方、新築した場合は、耐震性の不足、老朽化の進行、面積の不足、機能の不足を全て改善し、適切な維持、改修を経て60年間使用することとなります。

これを比較して判断することになりますが、現在の市民総合体育館の規模や半地下と言う特殊な構造を考えあわせ、将来対応を考えると建替えの方が、より費用対効果が高いものとなります。

さらに、東日本大震災を教訓に非常時に対する備えは必要なものと考え、建替えを計画しています。

(4) 小中学校併設校との関連 (社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金)

ア 社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金の仕組み

Q15. 市民総合体育館と小中学校併設校を関連づけるメリットは何ですか。

A15. 市民総合体育館の建替えと小中学校併設校の建設を同一の社会資本整備総合交付金の計画 (平成24年度～平成28年度) に位置づけることで、本来、国庫補助制度が無い小中併設校の用地取得事業に多額の国費1,044百万円が増額されています。

具体的には、市民総合体育館の建替えに関連する都市公園事業、小中学校併設校の建設に関連する都市再生整備計画事業の2つの基幹事業を、一つの社会資本整備総合交付金計画に位置付けています。さらに、その計画の総事業費の20%を限度とする効果促進事業として、文部科学省の国庫補助制度が廃止されている小中学校併設校の用地取得事業に活用しています。

効果促進事業は、計画の総事業費の20%までと上限が決まっており、計画の中心となる基幹事業の事業費が大きいほど、計上できる事業費が増えます。表①のとおり計画を同一にした場合、効果促進事業費の国費+臨時交付金は1,756百万円となります。一方、表②のとおり小中学校併設校単独とした場合には、712百万円となります。つまり計画を同一にすることで、2つの事業を関連付けた効果(表③:表①と表②の差)として、小中学校併設校単独の計画よりも1,044百万円の補助金(地域の元気臨時交付金を含む)が増額されています。

なお、効果促進事業の補助金は、平成24年度の緊急経済対策において全額の1,756百万円(表①)の交付が認められています。

○防災・安全に資する事業としての位置付け

市民総合体育館の建替えは、社会資本整備総合交付金の中でも、特に地域の防災と安全に資する事業として、H24年の緊急経済対策より防災・安全交付金へ移行しました。交付金の制度名称は変更されましたが、効果促進事業の表①の枠組みは変わりません。

根拠: P70～80

用語の解説

社会資本整備総合交付金 (H22年度創設)	<ul style="list-style-type: none">・都市再生、公園、下水道等の個別の補助金を1つのパッケージに一括し、創意工夫を生かせる総合的な交付金です。・計画期間は概ね3～5年です。
○社会資本整備総合交付金計画	<ul style="list-style-type: none">・社会資本整備総合交付金の交付を受けるために、地方自治体が策定する計画です。成果指標の設定と評価が必要になります。
○基幹事業	<ul style="list-style-type: none">・国土交通省が補助対象として定める事業です。・都市公園事業と都市再生整備計画事業は基幹事業の1つです。
○効果促進事業	<ul style="list-style-type: none">・基幹事業以外に、地方自治体の裁量で行うことができる事業です。・パッケージ化した計画の全体事業費の20%が限度になります。
緊急経済対策 (H25年2月)	<ul style="list-style-type: none">・日本経済再生のための緊急経済対策による、H24年度補正予算です。・H25以降に予定していた補助事業を前倒して実施するものです。
○地域の元気臨時交付金	<ul style="list-style-type: none">・H25年2月の緊急経済対策に限り、本来、地方自治体が負担する事業費の70%～80%に相当する額が特別に国から交付されます。(流山市の交付率:70% 市全体で約15億円を限度額として交付が認められています。)

表①：市民総合体育館建替事業と小中学校併設校建設事業の同一の計画（現行）における試算
（単位：百万円）

①市民総合体育館 建替事業と小中学校併 設校建設事業の同一の 計画（現行）	社会資本整備総合交付金		地域の元気 臨時交付金(※2)	国費＋臨時交付金
	事業費	国費		
基幹 ○都市公園（体育館）	4,722	1,827	70	
基幹 ○吸収源対策公園緑地	1,256	393	178	
基幹 ○都市再生整備計画	3,358	1,679	282	
効果促進 ◎小中学校併設校用地取得	(※1)2,066	1,033	723	(※3)1,756
合計	11,402	4,932	1,253	

(※1)効果促進事業の事業費は、全体事業費の20%まで計上が可能です。

(※2)地域の元気臨時交付金は、第1次交付限度額として交付率70%が示されています。

(※3)効果促進事業の国費1,033百万円、臨時交付金723百万円の計1,756百万円は、平成24年度補正予算として交付が認められています。

表②：小中学校併設校建設事業のみ単独の計画における試算

（単位：百万円）

②小中学校併設校建設 事業のみ単独の計画	社会資本整備総合交付金		地域の元気 臨時交付金(※2)	国費＋臨時交付金
	事業費	国費		
基幹 ○都市再生整備計画	3,358	1,679	282	
効果促進 ◎小中学校併設校用地取得	(※1)839	419	293	712
合計	4,197	2,098	575	

(※1)効果促進事業の事業費は、全体事業費の20%まで計上が可能です。

(※2)地域の元気臨時交付金は、第1次交付限度額として交付率70%が示されています。

表③：効果促進事業費の比較（関連付けた効果：①と②の差額）

（単位：百万円）

効果促進事業の比較 （関連付けた効果）	社会資本整備総合交付金		地域の 元気臨時交付金	国費＋臨時交付金
	事業費	国費		
①市民総合体育館 建替事業と小中学校併 設校建設事業の同一 の計画（現行）	2,066	1,033	723	1,756
②小中学校併設校建設 事業のみ単独の計画	839	419	293	712
①と②の差額 （関連付けた効果）	1,227	614	430	1,044

イ 財政見通し

Q16. 市民総合体育館建替事業と小中学校併設校建設事業を同時期に行い、将来の財政状況に問題はありますか。

A16. 今後も不安定な社会経済情勢を受けた市税収入の伸び悩みや社会保障費の増加が予想されていますが、激しい都市間競争の中でも子育て世代を中心に着実に人口が増加する流山市において、市民総合体育館建替事業、小中学校併設校建設事業の両事業は、保育所整備やT X沿線土地区画整理事業と並び、将来需要に対応するために必要不可欠な事業と考えています。

両事業を実施する中期実施計画の期間は、様々な事業が集中する時期に当たるため、財源として一定の基金からの繰入や地方債の発行はやむを得ないと考えています。

しかしながら、その財源の一部となる財政調整積立基金は、行財政改革や健全財政の取組みを継続的に進めた結果、平成25年3月末現在の残高として、上期実施計画策定時点において想定した額約1.4億円を大幅に上回る約4.5億円を確保しています。

さらに社会資本整備総合交付金や平成24年の緊急経済対策に基づく大型補正予算の機会を活用することで、文部科学省の国庫補助制度が廃止されている小中学校併設校の用地取得事業等に約3.5億円の国費を導入し、将来的な基金からの繰入や地方債の発行額を抑えることができます。流山市全体としても、緊急経済対策を積極的に活用して、通学路の安全対策、道路の維持補修、下水道整備、防災施設整備等の財源確保に努め、将来の財政負担を軽減することができました。

両事業を進めることにより、一時的に一人当たりの地方債残高は増加しますが、最大となる年度でも平成23年度末の柏市や野田市の数値より下回る見込みです。また中期実施計画策定時点において、平成31年度末の財政調整積立基金残高が約3.8億円と試算されています。財政力指数や市債残高、市民1人当たりの市債残高についても、両事業を実施した場合でも、極端に悪化することにはなりません。今後も様々な事業を適切かつ確実にを行うためにも、引き続き徹底した行財政改革や事務事業改善等を進め、健全財政の堅持に努めます。

根拠. P66~P69

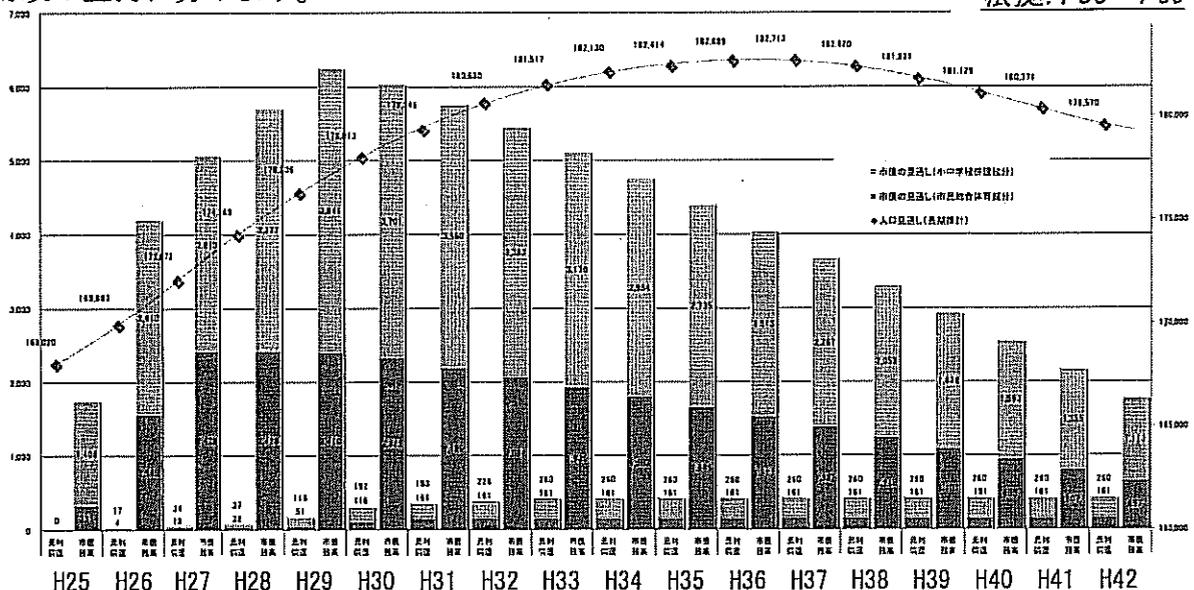


図7：市民総合体育館建替事業及び小中学校併設校建設事業に係る市債の見通し(根拠. P69)

表：財政力指数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
財政力指数	0.92	0.89	0.87	0.89	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87

- ・ 1 以下でも 1 に近いほど市の財源に余裕があるといえます。流山市は平成 23 年度決算数値では千葉県内 36 市中 14 位です。
- ・ 1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。平成 24 年度は全国の市町村 1,665 団体中で不交付市町村は 54 市町村のみです。(2012 年度普通交付税大綱抜粋)

表：市債残高(一般会計)

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市債残高	37,456	38,026	40,939	43,162	44,299	44,664	45,153	44,361	44,412
予算規模	41,998	43,733	50,906	47,647	45,736	44,704	45,659	44,381	44,473

(下段は予算規模)：平成 31 年度までの後期基本計画期間中、一般会計の市債残高は、予算規模以内に収まる見込みです。

表：市民 1 人当たりの市債残高 (一般会計)

(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1 人当たりの市債残高	226	228	244	254	257	256	256	249	248

○千葉県平均 326,051 円 (平成 23 年度決算数値)

柏市 276,964 円 野田市 294,181 円 鎌ヶ谷市 231,438 円 習志野市 238,870 円
八千代市 261,447 円

○TX 沿線市 (平成 23 年度決算数値)

八潮市 346,502 円 三郷市 292,099 円 守谷市 227,558 円 つくば市 275,124 円
つくばみらい市 315,227 円

表：公債費負担比率

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1 人当たりの市債残高	12.1	12.4	12.7	13.3	12.6	13.0	13.5	12.3	11.4

- ・ 公債費負担比率は、一般財源総額のうち、公債費 (借金の返済額) に充てる比率を表します。
- ・ 低ければ低いほど、政策的に使える財源が多くあることを示します。
- ・ 一般的には 15% を超えると警戒ライン、20% を超えると危険ラインとされます。

○平成 23 年度決算数値

・ 柏市 15.9% ・ 野田市 14.3% ・ 習志野市 12.7% ・ 八千代市 16.2%

※本資料は、3 月末に公表した中期実施計画に基づく主要な財政指標の見通しです。労務単価の上昇や消費税の増税については、計画上見込んでおりません。

Q17. 市民総合体育館建替事業を先送りした場合、どのような影響がありますか。

A17. 市民総合体育館建替事業を先送りした場合でも、各年度の事業費が後年度へスライドするのみで、財政的負担が軽減されることはありません。むしろ社会情勢や小中併設校との関連性を考慮すれば、市民総合体育館建替事業だけでなく流山市全体の財政的負担が増加します。

例えば、1年間の事業先送り、平成26年度着工を想定した場合には、東日本大震災からの復興需要の本格化及び政府の緊急経済対策に伴い公共事業の増加等により**労務単価の上昇** (①) に加え**資材単価の上昇** (②) が予想されます。また、現在8% (5% → 8%に増加したことにより約1.2億円) で想定している消費税が10%に増加されれば、建築費がさらに増加することになります。

財源としている社会資本整備総合交付金についても、平成25年度の着工ができなければ、少なくとも平成24年度緊急経済対策分として交付された体育館分の170百万円を返還する必要があります。これまで国へ直接要望する機会を設け、積極的な要望を重ねてきた中で、緊急経済対策により特別に満額交付された交付金を返還することは、先送り後の**社会資本整備総合交付金の交付状況** (③) に大きな影響を及ぼします。こうした状況となった場合には、平成25年度以降の予算執行が困難になります。

さらに、通学路の安全対策、道路の維持補修、下水道整備、公営住宅の維持修繕、防災施設整備、公共施設の耐震改修など、市が現在行っている様々な事業にも社会資本整備交付金を活用しているため、これらの事業に関する交付金の確保も著しく難しくなります。

また、小中学校併設校建設事業は、市民総合体育館建替事業と同一の社会資本整備総合交付金の計画とすることで、1,044百万円の補助金が増額され、国の緊急経済対策によって既に全額の交付が認められています。市民総合体育館建替事業を先送りして、計画終了年度の平成28年度までに竣工しない場合には、小中学校併設校建設事業の財源にも大きな影響を与えることとなります。

根拠: P74~P76

①労務単価の上昇：平成25年度公共工事設計労務単価

国土交通省公表による全国全工種単純平均が、15.1%増となっており、千葉県における建築関連工種を平均すると、18.8%増となっています。

②建設資材の動向：鉄筋、鋼材、型枠合板などが「やや上昇傾向」にある。(国土交通省H25.4調査)

③社会整備総合交付金の影響 市民総合体育館建替事業の年度別内訳(百万円)

市民総合体育館建替事業の年度別内訳	社会資本整備総合交付金	地域の元気臨時交付金
H24年度 緊急経済対策	100	70
H25年度分	134	H24年度 緊急経済対策に限った交付金のため、H25年度以降は対象となりません。
H26年度分	886	
H27年度分	653	
H28年度分	32	
合計	1,827	70

※総合運動公園再整備計画に基づく要望額を含めた事業費を記載しています。

※地域の元気臨時交付金は、法定国費率の事業へは充当できないため、他事業へ充当しています。

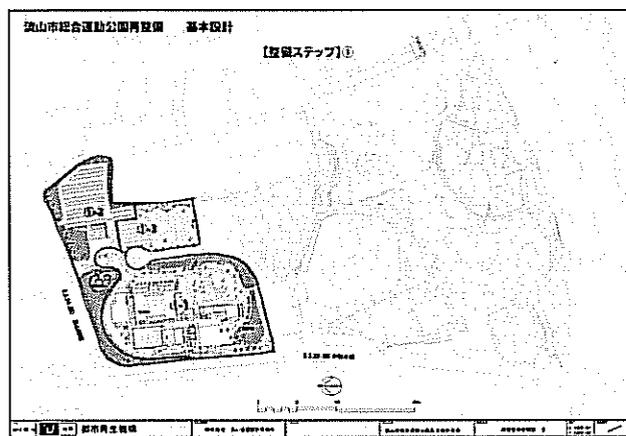
(5) 流山市総合運動公園再整備計画との関係

Q18. 流山市総合運動公園再整備計画と市民総合体育館建替事業に関係はありますか。

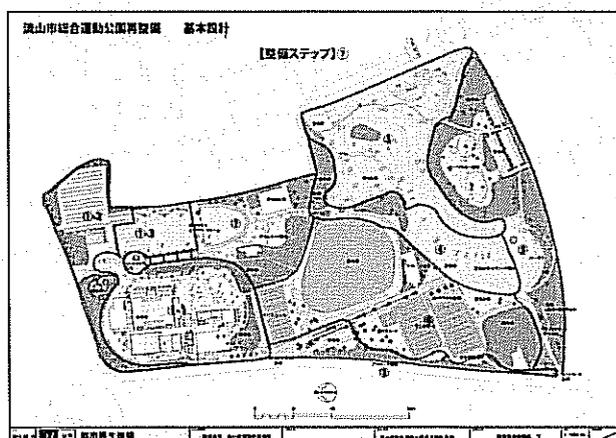
A18. 流山市総合運動公園再整備計画は、市と土地区画整理事業施行者である千葉県が整備区分を定めています。整備期間については、図8の整備ステップ⑦に示す段階までには、千葉県との事業調整を図りながら約10年の期間を予定しています。また、市整備分は約10億円の予定です。

流山市総合運動公園再整備計画では、体育館建設の工期終盤に、建物周りと駐車場に係るエリアを整備する計画としています。整備する箇所は、図8の整備ステップ①に示したとおり、体育館の周辺に限定されます。

そのため市民総合体育館建替事業と重複した期間で整備する区域は限定的です。



整備ステップ①



整備ステップ⑦

図8 流山市総合運動公園再整備計画：基本設計図

Q19. 流山市総合運動公園も市民総合体育館建替事業とあわせて防災上の機能が向上しますか。

A19. 地域防災計画において、流山市総合運動公園は広域避難場所に、流山市民総合体育館は避難所に位置づけられています。ここで、避難場所とは公園、緑地、グラウンドのある小中学校などで一時的に多数の避難者を受け入れることができる広域のスペース、避難所とは、仮宿泊所となる公共施設の建物を言います。

このことから、市民総合体育館は建物内に避難者を収容し避難生活を行う場所になりますので、Q20で後述している諸室、機能、設備等を備えています。

流山市総合運動公園の広域避難場所としての機能を向上させるためには、仮設トイレとなるマンホールトイレやかまどベンチ、防災井戸等の整備も必要です。現時点での設計案では、一般的なマンホールやベンチの設計に留まっておりますが、適正な配置や必要な設備を検討しながら、これらの防災施設整備を行っていく予定です。

(6) 災害対応・バリアフリー対応について

Q20. 流山市民総合体育館建替事業による防災上のメリットは何ですか。

A20. 流山市総合運動公園は、地域防災計画において、災害時における市内唯一の広域避難場所となっています。また現在の市民総合体育館は、最大クラスの避難所となっています。

まず、建替えにより耐震性の問題が解決します。特に、避難所として位置付けられていることから、建築基準法に定める耐震性の基準に対して、1.25倍とする設計を行っています。非構造部材等に関しても、損傷、移動、落下等が発生しないよう耐震安全性に配慮した設計とすることで、より安全な建築物となります。

面積が2.28倍に増えることから、避難できる実収容人員も格段に増加します。また、非常用電源装置を備え72時間(3日間)の電源を確保し、受水槽も大きく(災害時有効容量15.4トン:最大容量22.0t×0.7=15.4t)、防災備蓄倉庫を設け、避難者の食料・飲料水も確保できます。

さらに、空調設備やバリアフリー化が図られることによって、高齢者、妊産婦、乳幼児、障害者など災害時に特別な配慮が必要となる方を優先的に受入れることができます。

広域的な支援体制の受入の観点でも、流山市総合運動公園が県外からの応援派遣される緊急消防援助隊の応急対策活動拠点として定められており、効果的な支援を行う拠点としても利用できます。

根拠. P29~31, 37

Q21. 面積が大きくなることで、防災上どのようなことが期待できますか。

A21. 現在の市民総合体育館が建設された昭和51年4月時点では、流山市全体の人口は84,150人と現在の半分でした。市民総合体育館周辺も、農地、山林がほとんどを占める市街化調整区域であり、避難所としての受け入れしなければならない地域住民の数は少ない状況が続いていました。

しかし現在では、つくばエクスプレス沿線整備の進展に伴い、人口が増加し、災害時の避難者数も増加することが想定できます。規模や面積を大きくすることで、人口の増加に対応して、より多くの避難者を受け入れることができます。

地域防災計画では、現在の市民総合体育館が、延べ面積4,417㎡に対し収容人員約2,208人です。この基準からすると、現計画で延べ面積10,095㎡、収容人員は約5,047人となる計画です。

根拠. P29~31

広域避難場所

(収容人員=面積/2㎡)

名称	所在地	避難施設	面積 (㎡)	収容人員
流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	公園	150,349	75,174

避難所

名称	所在地	避難施設	面積 (㎡)	収容人員
(現) 市民総合体育館	野々下1丁目29番地の4	屋内体育館	4,417	2,208
(新) 市民総合体育館		屋内体育館	10,095	5,047

※収容人員=面積/2㎡のため最大値として考えます。(地域防災計画の基準を適用)

Q22. 医療や防疫にも役立ちますか。

A22. 新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延した場合、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずる可能性があります。新型インフルエンザ等特別措置法第48条では、こうした状況に直面した場合、都道府県知事が臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならないと規定しています。そのような局面において、千葉県から市町村に対して、公民館や体育館等を活用した臨時医療施設の確保依頼が想定され、病状的に外来治療も可能であっても独居高齢者など居宅での療養に不安がある患者等が使用する可能性があります。

新しい市民総合体育館は、メイン・サブアリーナや会議室など必要に応じてスペースに区分することができ、さらに冷暖房・化粧室・シャワー等の衛生設備を完備し、バリアフリー対応も図られていることから、緊急時の臨時医療施設として利用できるのに加え、医療や防疫の観点からも有効に活用することができます。

(※今後、政府行動計画や千葉県行動計画の改定により内容が具体化されます。)

根拠. P39

Q23. 現在の市民総合体育館でバリアフリー対応できていないのは、どんな事柄ですか。

A23. 現在の市民総合体育館は、事務室のある地盤レベルが地下1階、メインアリーナのある階が1階、観覧席は2階となっています。エレベーターがないため、メインアリーナ、観覧席を利用するには階段を利用する必要があり、車いすや体の不自由な競技者・観覧者が利用するには、介助が必要不可欠となっています。南側のスロープを利用して体育館へ出入りすることもできますが、スロープ入口までの進入経路の傾斜が急であることや、扉が外開きの鉄製であることから、介助が必要となります。

各階にあるトイレも、入口の段差、狭小なスペースの個室、設備の不足などが課題となって、車いすや体の不自由な競技者・観覧者には使いづらいトイレとなっています。

流山市障害者計画（平成21年度から平成26年度）では、「障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。」と掲げています。各種スポーツ大会への参加促進や障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進が、施策の展開には必要ですが、原点ともいえる活動のできる場（施設）の提供が必要といえます。

「バリアフリー法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」に則した基準は、現在の市民総合体育館の改修等では実現することは難しいと考えます。新しい市民総合体育館には、段差がある箇所でのスロープの設置・オストメイト対応も可能なゆったりトイレ・点字ブロック表示などを計画しています。これらの機能を活かしながら、誰もが安心して利用できるというユニバーサルデザインの考え方を実現していきます。

根拠. P25, 38, 61~65

Q24. 女性や子どもも安心して利用できますか。

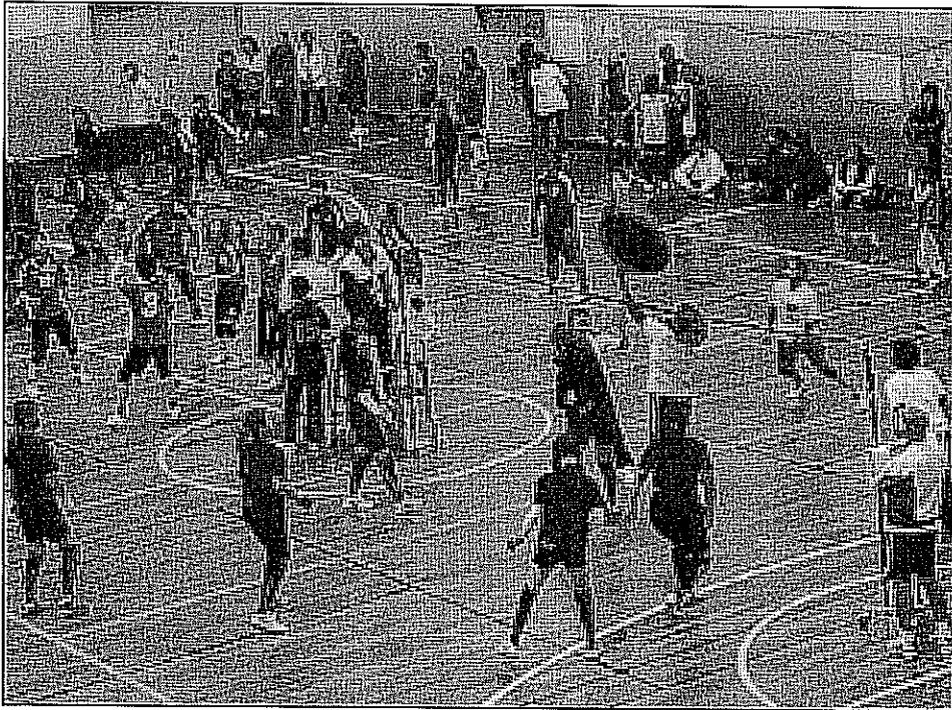
A24. 現在の市民総合体育館のトイレは、各フロアに男女それぞれ1スペースずつしか確保されていないうえに、男女のトイレが同面積で、女性トイレの利用のしづらさが問題となっています。新しい市民総合体育館では、女性が安心して利用できるよう、女性用トイレを多く配置する計画となっています。

また、小さな子どもや子どもを連れた保護者が利用しやすい様、キッズルームや専用の授乳スペースなどの設備を備えています。また男女のトイレ内にも、ベビーチェアやベビートイレなどを設けるなど、女性や子どもだけでなく、子育てを行う男性など全ての方が安心して利用できる体育館としています。

根拠. P38

市民総合体育館建設に関する特別委員会資料

根拠資料



平成 24 年度（平成 24 年 12 月 1 日開催）
流山市スポーツ・レクリエーション祭ヘルスパレーボール大会

 市民総合体育館建替え事業に係る上位計画 等

1 流山市総合計画（平成12年3月）

基本構想（平成12年4月～平成32年3月）

3節 学び、受け継がれ、進展する流山

5 スポーツの活動の基盤づくり（P31）

体育施設の整備充実を図るとともに、指導者の育成と活用を図るための体制を整備し、生涯にわたり個々の能力に応じて、手軽に楽しく、しかも継続的にスポーツ活動ができる基盤づくりに努めます。

・前期基本計画（平成12年4月～平成22年3月）

5 スポーツの活動の基盤づくり（P125～）

基本方針

体育施設の整備や管理運営の充実を図るとともに、市民一人ひとりが安全で楽しく、健康・体力づくりに参加できる機会の提供に努めます。

個別施策

総合体育館、野球場、陸上競技等々の体育施設の効率的な運用を図るとともに、より快適な活動ができるよう、各種施設の整備充実にも努めます。

・後期基本計画（平成22年4月～平成31年3月）

3-5 スポーツの活動の基盤づくり（P91～）

現状と課題

市民総合体育館や上耕地運動場、公園野球場などの老朽化による再整備や新たな施設の整備が求められており、今後とも、施設管理の委託等により、利便性と効率性の良い施設運営を推進し、スポーツの機会・場所づくりの充実に努めることが課題です。

基本方針

老朽化した改修整備のほか、スポーツフィールドの整備や市民総合体育館などの建て替えなどによりスポーツの活動の拠点を提供します。

個別施策

2 体育施設の充実

主な取り組み 市民総合体育館を建替えます。

主な事務事業 民間活力を導入した体育館建替事業

1-1 後期基本計画

・上期実施計画（平成 22 年～平成 24 年度）

3 節 5 項 スポーツ活動の基盤づくり

事務事業名称	会計区分	予算区分	事業内容	実施年度
民間活力を導入した体育館建替事業	一般	政策	耐震改修と老朽化による大規模改修が必要な現市民総合体育館について民間活力を導入して整備します。緊急時には市民の避難場所としての機能も備えます。	H22～H24

・中期実施計画（平成 25 年～平成 27 年度）

3 節 5 項 スポーツ活動の基盤づくり

市民総合体育館建替事業	一般	政策	<p>狭隘で老朽化が著しく耐震性に問題があり、設備なども修繕が必要な現在の市民総合体育館を建て替えます。合わせて、災害時の避難場所としても活用できるよう整備します。</p> <p>（*本事業については、議会に対する十分な説明と議論が未だ不十分なことから、合意形成が図られるまで事業の執行を当面見合わせます。）</p>	H25～H28
-------------	----	----	--	---------

後期基本計画(上期・中期)における事務事業体系

(単位：千円)

年度	事業の名称	事業の内容	予算区分	予算額
H22	民間活力を導入した体育館建替事業 誘致推進課	老朽化した現在の市民総合体育館の建替えについて、民間活力を導入した整備手法を検討するための調査業務を委託するものである。	政策	15,000
H23	体育館建替事業 生涯学習課	耐震性の不足や老朽化が進む市民総合体育館の建替えに向け、基本計画及び基本設計を実施する。	政策	29,000
H24	体育館建替事業 生涯学習課	老朽化した現在の市民総合体育館（昭和51年建築）を、メインとサブの2つのアリーナと武道場等、さらに避難所機能も備えた延べ床面積約10,000㎡の新体育館に建替え、健康宣言都市にふさわしい市民のスポーツ需要に応える。平成27年4月オープンに向けて平成24年度は実施設計を行う。	政策	82,000
H25	市民総合体育館建替事業 みどりの課	狭隘で老朽化が著しく耐震化に問題がある現在の市民総合体育館を建替える。現状の屋内スポーツ施設とあわせて、市民がスポーツをする施設の充実を図り、あわせて災害時の避難所としても活用できるよう整備する。平成25年度から建設着工を予定している。 (平成25～27年度継続事業・平成28年度は現体育館の解体工事を予定)	政策	613,500
H26			政策	2,196,300
H27			政策	1,548,500
H28			政策	100,000

市民総合体育館建替事業の事業費内訳

	全体事業費	H23	H24	H25	H26	H27	H28
事業費	4,572,800	32,500	82,000	613,500	2,196,300	1,548,500	100,000
国費	1,401,600	0	20,000	207,800	689,400	484,400	0
地方債	2,445,700	0	18,000	331,100	1,233,500	863,100	0
一般財源	725,500	32,500	44,000	74,600	273,400	201,000	100,000

2 流山市生涯学習推進基本構想（改訂版）（平成 22 年 4 月）

第 2 章 施策の大綱

第 4 節 スポーツ活動の基盤づくり

2 体育施設の充実

スポーツ施設をより快適な活動ができるよう整備をするほか、市民総合体育館の建替えなど活動拠点の充実に努めていきます。

事業名	区分	事業概要
体育施設の計画的な改修・整備	継続	総合運動公園体育施設、河川敷野球場、上耕地運動場、流山・北部・東部の各市民プール、北部・南部柔道場等の適正な維持管理に努め、利用環境の改善を図ります。
民間活力を導入した体育館の建替	新規	耐震改修と老朽化による大規模改修が必要な現市民総合体育館について民間活力を導入して整備します。快適で広く大会等のイベント開催もでき、しかも緊急時には市民の避難所としての機能も備えます。
スポーツフィールドの整備	新規	市内数か所に遊休地を活用して野球やサッカー、グラウンドゴルフのできる多目的広場を整備し、スポーツ活動の場を提供します。
指定管理者による体育施設の管理運営	継続	市民総合体育館、総合運動公園庭球場・野球場・陸上競技場、河川敷野球場、市民プール、北部柔道場に新たに南部柔道場を加え指定管理者による効率的な運営を図り、更なる市民サービスの向上を目指します。

（抜粋）

3 都市計画マスタープラン（平成17年3月）

第3編：分野別まちづくり構想 第4章：都市施設の整備の方針

6 利用しやすい公共施設の充実 (2) 教育施設

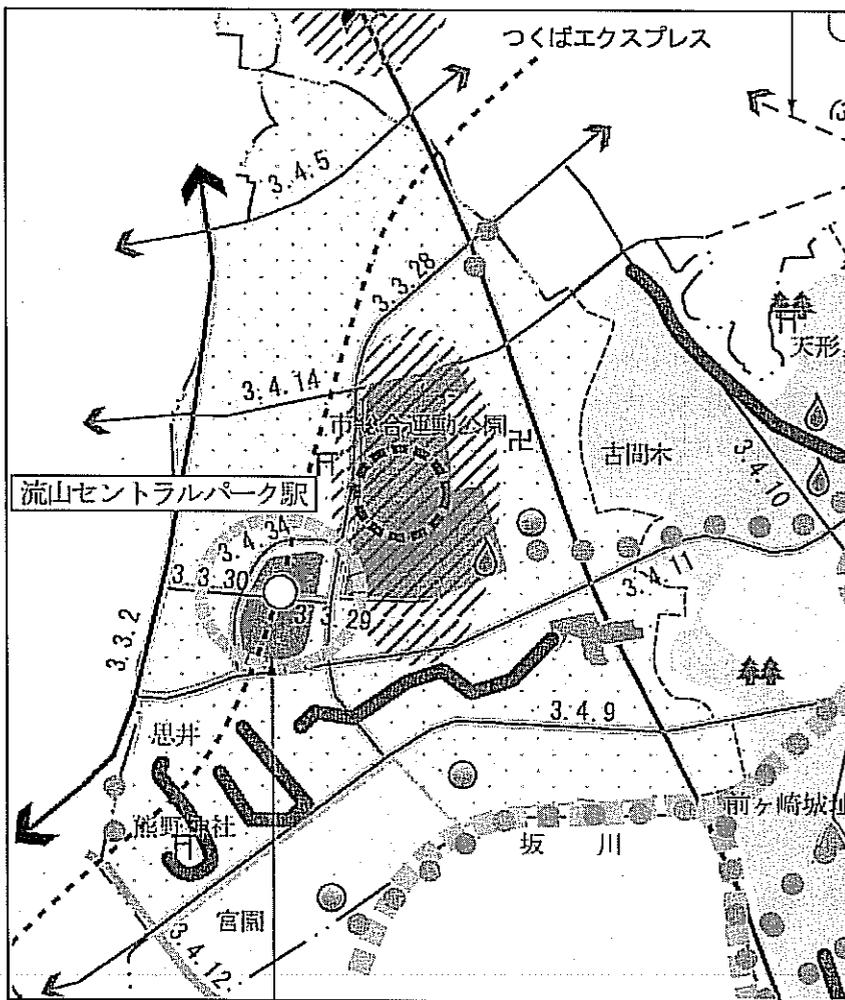
3) スポーツ施設

豊かな自然に囲まれた中でスポーツに興じ、健康的な暮らしとスポーツコミュニケーションが広められるよう、自然環境に恵まれたスポーツ施設の整備を推進します。

《主な整備の方針》

市総合運動公園内は、四季を肌で感じることのできるスポーツ施設やジョギングコースの整備・充実を図ります。

第4編：地域別まちづくり構想 第3章：東部地域の方針



流山セントラルパーク駅周辺の整備

- ・日常生活に必要な商業サービス機能、福祉・医療などの生活支援機能、地域に密着したコミュニティ機能など生活関連機能の集積に努める 433520
- ・自然環境と調和する商業施設の立地を促進 434110
- ・緑と調和した市街地の形成 434340
- ・市総合運動公園は市民が憩える空間として施設の充実 434330

(抜粋)

凡 例

- 地域生活拠点
- 緑の拠点
- レクリエーションの
- 水辺の拠点
- 市街化区域
- つくばエクスプレス沿線整備区域

4 流山市障害者計画（平成21年度から平成26年度）

第2章 生活支援サービスの充実

3 文化、スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者一人ひとりが日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
22	各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、各種スポーツ大会への参加を促進します。	障害者支援課 生涯学習課
23	障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進	誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施します。	障害者支援課 生涯学習課
24	障害者の文化活動の推進	障害者の文化活動への積極的な参加を促進します。各種文化サークル活動への参加促進と理解・関心を高めていくため、情報を提供します。	障害者支援課 生涯学習課 公民館

第3章 生活環境の整備

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
33	障害者の居住施設の整備	障害別のニーズや保護者の高齢化に対応できるグループホームやケアホームなどの居住施設の整備を支援します。	建築住宅課 障害者支援課
34	既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。	各関係課

5 流山市地域福祉計画（平成 21 年度から平成 26 年度）

第 4 章 施策の展開

第 4 節 基本目標 4 の展開

4-2 安心・安全のまちづくり

(3) 物・心・情報のバリアフリー化

現状・課題

すべての人が積極的に社会参加できるよう公共施設等のバリアフリー化とともに、市民やサービス事業者等への意識啓発が必要です。

方向性

誰もが暮らしやすい、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、道路や駅舎等のバリアフリー化や移動手段の確保に努める必要があります。また、心のバリアフリーへの啓発活動を推進します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者、妊産婦などの擬似体験や介護体験等を通じて要援護者等への理解や交流を深めます。 ・エレベーターや優先駐車スペース、身体障害者用トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心をもって行動します。 ・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて理解を深めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で、要援護者の地域での生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減に協力します。 ・点字広報や声の広報等を発行し、情報の提供を行っていきます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。 ・高齢者や障害者が自宅で暮らしやすいように住宅改造を支援していきます。 ・人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。

2 市民総合体育館建替え事業に係る検討経緯等

1 体育館建替えに係る民間活力導入調査検討会議（平成 22 年）

平成 22 年 5 月～平成 23 年 3 月

体育館建替えに係る民間活力導入調査検討会議の設置

○所管：誘致推進課

○設置要綱（抜粋）

- ・民間活力を導入した手法等により体育館の建替えを検討する。
- ・昭和 51 年に供用開始後、35 年が経過し、耐震性が不足している。
- ・利用する市民の安全確保で快適な利用の確保が課題となっている。
- ・つくばエクスプレス沿線整備の進行による人口増加に対応する体育館等の施設拡充が求められている。（開館当時の人口が倍増・スポーツ需要の増大）

平成 22 年 10 月 15 日・決裁

UR 都市機構への施行委託の決定

以下の手法を検討し、市施工事業とし、UR 都市機構への委託する方針とした。

○検討した建替え手法

- ・企業体育館…都市公園法の制限と経済不況の影響で困難である。
- ・PFI 事業…区画整理事業施行中であり、PFI 事業の検討に必要な諸条件の設定ができないことから、早期な事業着手が困難である。
- ・市施工事業…体育館事業と運動公園再整備計画の連携、補助金制度についても特段問題ないが、建築系技術職員の配置換えや異動が困難である。
- ・UR 都市機構…運動公園の機能補償や再整備計画との調整が図りやすく早期の事業着手が可能。大規模な職員の配置換えや組織の改編が不要であること、補助金の導入についても円滑かつ効率的に行えると判断。

平成 23 年 3 月 18 日

生涯学習課への事務移管

体育館建替えに係る民間活力導入調査検討会議は第 4 回をもって終了した。

○事業推進体制・今後の課題

- ・市民のスポーツ・文化活動を推進する生涯学習課を今後の所管課とした。
- ・流山市民総合体育館市民検討会議の設置によって、本会議の廃止を決定した。
- ・総合運動公園再整備計画の策定が必要となった。

2 流山市民総合体育館市民検討会議（平成 23 年度）

平成 23 年 5 月～平成 24 年 3 月（全 6 回）

流山市民総合体育館市民検討会議の設置

○所管：生涯学習課

○設置要綱（抜粋）

- ・市民総合体育館建替えに係る基本計画等を検討する市民組織とする。

- ・基本方針、基本計画の策定
- ・基本設計に対する意見聴取
- ・市民アンケートの実施（平成 23 年 6 月）
 ∴ スポーツ施設利用者 n=235、文化施設利用者 n=209

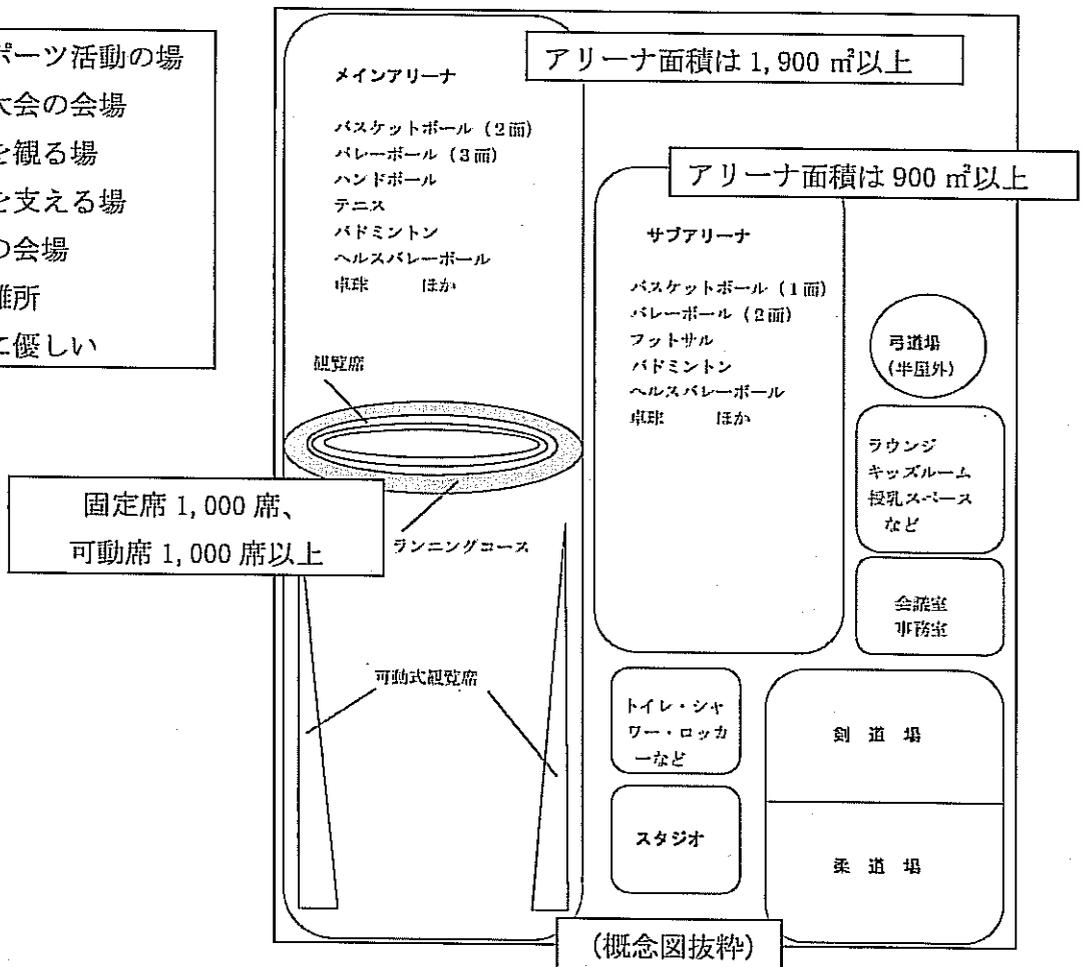
3 基本方針・基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施

平成 23 年 9 月 1 日～9 月 30 日
 提出意見数 7 名 14 件

4 流山市民総合体育館建替え事業基本方針・基本計画策定（平成 23 年 11 月）

基本方針

- ・日頃のスポーツ活動の場
- ・スポーツ大会の会場
- ・スポーツを観る場
- ・スポーツを支える場
- ・文化行事の会場
- ・災害時避難所
- ・人や地球に優しい



5 事業体制の見直し・市の直接発注へ変更

平成 24 年 9 月 1 日

みどりの課への事務移管

- ・建築系技師の人員配置、社会資本整備総合交付金の確保に向けた要望の本格化

平成 25 年 2 月 20 日

市の直接発注への変更

- ・UR 都市機構への施行委託を見直し、市の直接発注へ変更した。

3 防災に係る根拠等

1 地域防災計画（平成 24 年 8 月）

第 2 章 災害予防計画

第 4 節 防災施設・体制等の整備計画

第 2 款 防災施設の整備

第 5 災害対策本部組織体制の拡充

1 防災拠点等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努める。

また、新しく体育館等の防災拠点を新設する場合は、避難所機能だけでなく、医療・防疫活動が行えるような施設となるよう、設備を備える。

さらに、市は、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた通信設備の整備を図るものとする。

第 5 節 避難対策

第 1 避難施設等の整備

1 避難場所及び避難所等の確保

現在、建て替え計画を進めている新体育館については、防災備蓄倉庫、電気・ガス 2 系統による空調、非常用発電機、雨水を利用した多目的トイレ等の設備を整備するとともに、1700 人×3 日分の飲料水等を備蓄する。確保等の防災関係施設の整備を行う。

2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。避難場所等の選定は「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領（千葉県、昭和 48 年 8 月）」に従い、整備については「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成 21 年 10 月）」と次の点に留意する。

(1) 避難所の指定

(2) 避難場所の指定

(3) 広域避難場所の指定

3 避難所の耐震性の確保

市は、平常時から建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で昭和 56 年度以前に建築された建物については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

4 避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。

広域避難場所

(収容人員=面積/2㎡)

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(㎡)	収容人員
流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	7150-6092	公園	150,349	75,174

避難所

市民総合体育館	野々下1丁目29番地の4	7159-1212	屋内体育館	4,417	2,208
---------	--------------	-----------	-------	-------	-------

(流山市地域防災計画・資料100から抜粋)

第6節 災害医療体制の整備

第2 初期医療体制の整備

2 医療活動の拠点

市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。

現在、建て替え計画を進めている新体育館については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、体育館が医療の拠点となるよう施設を整備する。

第3章 災害応急対策計画

第7節 救援計画

第4 緊急輸送

市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。

表3-7-5：ヘリコプターの臨時離着陸場

名称	所在地	電話	m×m
流山市総合運動公園	流山市野々下1丁目29-4	04-7159-1212	150×75
新川耕地 スポーツフィールド	流山市南267	04-7152-9108	150×125
新東谷防災広場	流山市大字流山965-1		88×77

第8節 広域応援・自衛隊派遣要請計画

第3 消防機関相互の応援

2 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、消防組織法第44条第5項の規定に基づき、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。

なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。

表 3-8-2 : 緊急消防援助隊の応急対策活動拠点

名称	所在地	連絡先	目標	面積(m ²)	土地の状況	車両駐車可能台数
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20台
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50台

2 耐震化に係る背景と法令等 (参考)

年月日	災害発生状況・国県の対応	流山市の対応
昭和51年4月	宮城沖地震	現総合体育館建設
昭和53年6月	○建築基準法の構造規定改正	
昭和56年6月	○建築基準法に基づく現行の耐震基準施行	
平成7年1月	阪神・淡路大震災(旧耐震の建物倒壊・被害)	
平成7年12月	○耐震改修促進法 施行	
平成13年		北部中学校体育館 耐震診断 (耐震補強:平成15年度実施・市内初)
平成15年7月	○学校施設耐震化推進指針 (文科省)	
平成16年		文化会館 耐震診断
平成16年10月	新潟県中越地震	
平成17年3月	○耐震化の推進など今後の学校施設整備の 在り方について(文科省)	
平成17年	○公立学校施設の耐震化の促進(文科省) ・国庫補助率の嵩上げ:耐震補強1/3→1/2 (耐震補強工事への補助開始⇒校舎:平成8年 度～、屋内運動場:平成18年度～)	総合体育館 耐震診断 I s 値=0.23
平成18年1月	○耐震改修促進法改正 施行	
平成19年3月	○千葉県耐震改修促進計画 策定	
平成19年7月	新潟県中越沖地震	
平成20年3月		流山市地域防災計画 修正 流山市耐震改修促進計画 策定
平成20年6月	○地震防災対策特別措置法改正 施行	
平成23年3月	東日本大震災	
平成23年5月	○施設整備基本方針改正(文科省)	文化会館 耐震補強
平成24年8月		流山市地域防災計画 修正
平成27年度末	文科省・公立学校施設の耐震化 完了目標設定 国交省・住宅及び特定建築物の耐震化率90%	

※平成23年度までに、全小中学校校舎及び屋内運動場は全ての耐震改修工事を終えています。

3 流山市耐震改修促進計画（平成20年3月）

(2) 耐震化の現状（表のとおり）

区分	昭和57年 以降①	昭和56年 以前②	②のうち 耐震性有 ③(推計)	耐震性有 ④(推計) ①+③	合計⑤ (①+②)	耐震化率 ④/⑤
民間建築物	26,183	18,758	6,190	32,373	44,941	72.0%
市有建築物	107	147	33	140	254	55.1%
住宅	21,057	15,722	5,188	26,245	36,779	71.4%
特定 建築 物	市有	27	44	17	44	62.0%
	民間	176	49	0	176	78.2%
	合計	203	93	17	220	74.3%

(%以外の数値は、棟数)

※ 特定建築物:本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物をいう。

民間：平成19年1月現在、市有：平成19年3月現在

3 耐震改修等の目標の設定

・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90%とします。

(1) 市有建築物等

・庁舎、学校等の市有建築物及び病院については、災害時において市の庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物等が応急活動の拠点として活用されることとなります。

・このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物等の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、主要な市有建築物について整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

(ア) 整備方針

・市有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備するものとします。特に、特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとします。

また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値（Is値）、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。

・市は、主要な市有建築物について、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定するものとし、国の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

(イ) 整備目標

・特定建築物については、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

4 Is 値について（構造耐震指標）

● Is 値とは

Is 値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表わす指標です。

①地震力に対する建物の強度、②地震力に対する建物の靱性（じんせい・変形能力、粘り強さ）が大きいほど、この指標も大きくなり、すなわち耐震性能が高くなります。数値では、0.6が新耐震基準（標準）となります。

わかりやすく表現すると、

- (1) 建物の強度が低く、粘り強さも弱い
- (2) 建物形状やバランスが悪い
- (3) 建物の劣化が激しい



耐震性能が低い

と、なりますが、Is 値は耐震診断を行うことで求められます。

● Is 値の目安

（平成18年1月25日 国土交通省告示第百八十四号による）

Is 値	0.6 以上	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い
	0.3 以上 0.6 未満	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある
	0.3 未満	地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い

文部科学省では、公立学校施設の耐震改修の補助要件として、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のIs 値がおおむね0.7 を超えることとしています。

出典：耐震補強早わかり 地震に負けない学校施設（文部科学省）

● 現在の市民総合体育館の耐震診断の結果

平成17年度に行った現在の総合体育館の耐震診断の結果により、Is 値は0.23 となっています。

0.3 未満に該当するため、地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いと判断されました。

ここで、耐震補強をする場合の基準は、

Is 値は0.75（ $=0.6 \times 1.25$ ）となります。

※構造体の区分：Ⅱ類 ⇒ 重要度係数を1.25倍としています。

（重要度係数：官庁施設の総合耐震診断・改修基準 から）

5 耐震安全性（耐震計画基準）

耐震安全性の分類

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類			
			構造体	建築非構造部材	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
		防犯等の治安維持活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類	A類	甲類
	救護施設	被災者の救難、救助及び保護	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
		救急医療活動 消火活動等	上記以外の病院関係施設	II類	A類	甲類
避難所として位置づけられた施設	被災者の受入れ等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	乙類	
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類	
		石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	甲類	
	多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類	
その他		一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	III類	B類	乙類	

官庁施設の総合耐震計画基準および解説（平成8年度版）

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※ 網掛けは新体育館の該当事項を示す

耐震安全性の確保の方法

重要度係数を考慮した耐震安全性の確保

大地震動に対する耐震安全性は、建築物に要求される機能に応じて設定された重要度係数を考慮し、原則として各階及び各方向別に検討します。

建物の重要度係数は、保有水平体力の割増係数としています。これは、建築物に入力される地震力を割増することにより、通常想定している大事振動に対しては、一般の建築物よりも生ずる損傷の程度を低減し、さらに大きな地震動に対しても、建築物の安全性を確保する目的を持つものです。

I類、II類、III類の三種類で、建築基準法で定められる建物の必要耐力に対してそれぞれ1.5倍、1.25倍、1.0倍の安全率をとるものと考えられています。

● 新しい市民総合体育館の耐震設計の考え方

新体育館は、いわゆる新耐震という建築基準法の現基準で設計しています。

さらに、新しい市民総合体育館は、上表の II類 であることから、1.25の重要度係数を持って設計されています。

標準の建築物に比較して、数値で言えば1.25倍の強度を持っているとも言えます。

ところで、旧耐震の建築物を耐震診断し、その結果により耐震性能を満たすものとしたときの建築物と、新耐震で設計された建築物の耐震性能を比較した場合、耐震性能の目標はほぼ同程度と考えられますが、計算(評価)の方法が異なるため、同一の答えとはなりません。

既存建築物の耐震診断の評価と新築建築物の安全性の評価には、すみ分けがあり、評価の方法が違っているためです。

6 災害時避難所の機能

(1) 耐震性能の向上

重要度係数を1.25として、避難所として位置づけられた施設で被災者の受入れ等を十分に行える。

(2) 最大級の避難所

・被災時の宿泊可能人数について

宿泊可能な主な場所を次のように設定。

メインアリーナ(2,100)、サブアリーナ(987)、スタジオ(120)、多目的運動室(120)
武道場(480)、会議室(150) 合計3,957㎡

一人当たり2㎡の所要面積(防災危機管理課)により、1,979人。

通路等がある程度考慮して、1,979×0.85=1,682人→1,700人と設定します。

(3) 防災備蓄倉庫

・4箇所計78㎡を確保

収容能力の概要

・食糧 15,300食(1,700人分×3食×3日分)

・飲用水 1,200リットル(3リットル/日×400人分)

・毛布 1,000人分

(4) 非常用電源装置

・72時間(3日間)の電源を確保

・空調換気設備の災害時の対応

エアコンが運転可能な場所(実施設計上)

1階:多目的運動室、フィットネス用スタジオ、事務室、救護室

2階:武道場(柔道場+剣道場)

・換気が運転可能な場所(実施設計上)

1階:多目的運動室、フィットネス用スタジオ、事務室、救護室、便所

一部運転可能→メインアリーナ、サブアリーナ

2階:武道場(柔道場+剣道場)

(5) 受水槽

・災害時有効容量:15,400リットル

根拠:22,000ℓ×70%^{※1}=15,400ℓ

(20ペットボトル換算7,700本分)

15,400ℓ÷3日÷3ℓ/人=1,711人分

[平常時]

給水量とタイマーにより一定の給水がない場合、中水槽へ給水を行い、水槽内の水を強制入替(右図)

[災害時]

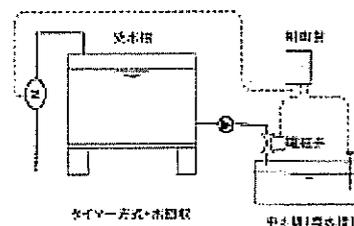
緊急遮断弁により全体への給水を停止→非常時給水栓から利用

(6) バリアフリー化

・高齢者や乳幼児などを優先的に受入れることができます。

(7) 太陽光発電設備、雨水(中水利用)など

※1:官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版(公共建築協会)



7 バリアフリーに対応した主な点

1 ユニバーサルデザイン

・「すべての人が安心できる豊かな生活を手に入れられる」を基本として計画
基本的に各階に床段差のないフラットな計画とし、段差があるところにはスロープを設け、高齢者・障害者・ベビーカー・車椅子にも配慮したものとしています。

(1) 車椅子利用者

○履き替え

・各スポーツで専用の車椅子を使用するため、利用者の方の車椅子を拭いて、下足ゾーンから上足ゾーンへと履き替えをしていただく想定とします。

○更衣・シャワー

・車椅子利用者専用更衣・シャワー室を計画します。

○トイレ

・ゆったりトイレでの使用を想定します。

・ゆったりトイレでは、上下足ゾーンそれぞれにおいて、右巻き・左巻きの両方に対応しています。

(2) オストメイト

・ゆったりトイレにオストメイト対応便器を設置します。

(3) 視覚障害者

・点字表示を行います。

・弱視の方への対応として、明度差の高いサイン計画・色彩計画を行います。

・屋外、屋内の点字ブロックで受付カウンターまで誘導を行います。

(4) 乳児・幼児

○ベビーカー利用者の履き替え

・エントランスホール、ロビーにベビーカーを置けるスペースを確保します。

・上足領域では、だっこ・おんぶを想定し計画します。

○授乳

・授乳室を計画します。

2 バリアフリー

(1) 案内・誘導

・単純な平面構成によるわかりやすい動線計画とします。

・東西玄関より事務室受付カウンターに至る誘導ブロックを設けます。

(2) 通路・階段

・館内外においては、基本的に各階に床段差のないフラットな計画とします。

・出入口においては、車いすの通行幅を確保するため最低90cm以上の幅員とします。

・段差スロープ等は高齢者、障害者に配慮した幅員・勾配を確保します。

(3) 施設

・多目的便所を1階上足ゾーン、1階下足ゾーン、2階下足ゾーンのそれぞれに設けます。

・バリアフリー対応の昇降機を1基設けます。

8 医療や防疫に対する機能（臨時医療施設）

1 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（案）

7) 医療機関の収容能力を超えた場合の準備

○ 都道府県等は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等において医療を提供することについて検討を行う必要がある。

○ 臨時の医療施設として、以下の施設が想定される。

- ・ 既存の医療機関の敷地外などに設置したテントやプレハブ
- ・ 体育館や公民館などの公共施設
- ・ ホテルや宿泊ロジなどの宿泊施設 など

○ 臨時の医療施設の設置を検討する際、医療体制の確保、まん延の防止及び衛生面に関して、次に掲げる条件を考慮する必要がある（必ずしもこれらの条件を全て満たす必要はない。）。

- ・ 医薬品・医療機器等や医療従事者が確保されること
- ・ 多数の患者の宿泊が可能なスペース、ベッド等があること
- ・ 化粧室やシャワーなど衛生設備が整っていること
- ・ 食事の提供ができること
- ・ 冷暖房が完備していること
- ・ 十分な駐車スペースや交通の便があること

○ 臨時の医療施設において医療の提供を受ける患者の例としては、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者が考えられる。

○ この他、病原性及び感染力が相当高い、または治療法が確立していない等の新型インフルエンザ等の発生により、入院診療を要する新型インフルエンザ等患者が増加したため、院内感染対策上、新型インフルエンザ等患者とそれ以外の疾患の患者とを空間的に分離する目的で、新型インフルエンザ等患者を臨時の医療施設に入院させる場合も考えられる。

○ 都道府県等は、地域医師会等と連携し、臨時の医療施設において医療を提供するために必要な医療従事者の確保を図る。

引用：内閣官房新型インフルエンザ等対策室。「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）」（平成25年5月17日パブリックコメント募集資料）。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060130517&Mode=0>

4 市民総合体育館利用状況等

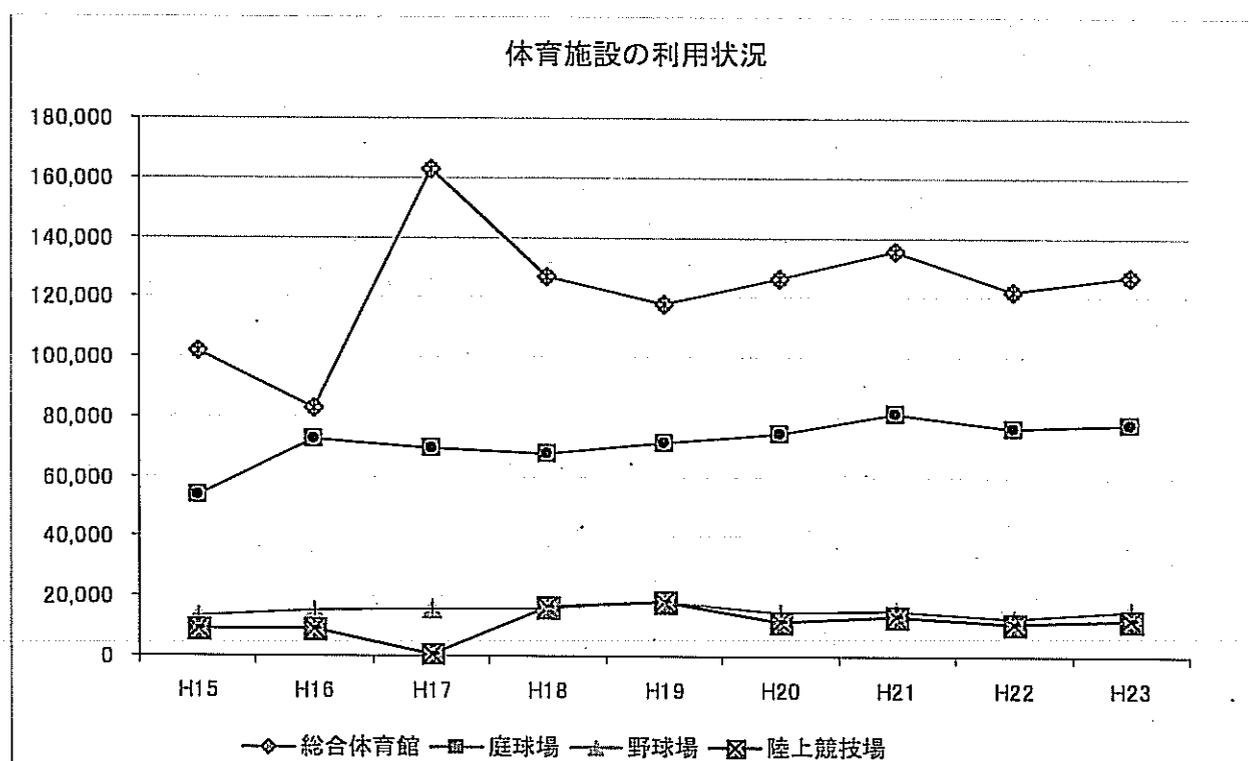
1 体育施設利用状況（平成 15～23 年度）

年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
市民総合体育館	102,125	82,919	162,652	126,803	117,881	126,373	135,613	121,855	126,619
庭球場	53,947	72,700	69,447	67,582	71,631	74,309	81,142	76,116	77,681
野球場	13,539	15,426	15,590	15,877	18,147	14,588	15,531	13,083	15,266
陸上競技場	9,442	9,135	784	16,208	18,218	11,378	13,251	10,856	11,976

単位：延べ人数(人)

出典：流山市統計書

- ・市民総合体育館は、平成 16 年度から利用増が続き、近年では 12 万人超が続いています。
 - ・陸上競技場については、ほぼ横ばいとなっています。
- ※平成 17 年度は、施設予約システム導入直後で、不慣れな予約等をダブルカウントされてしまったケースがあり、突出した数値となっています。



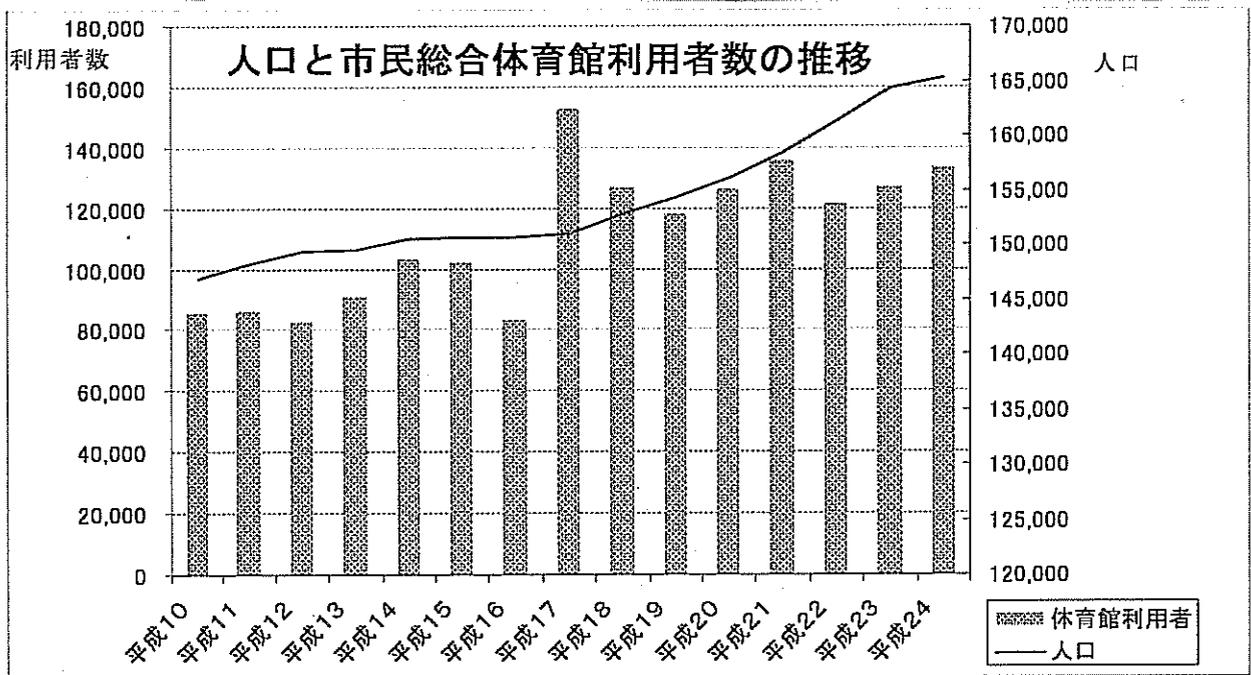
2 市民総合体育館利用人員（平成 15～23 年度）

	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
人口	146,959	148,262	149,287	149,480	150,414	150,703	150,706	150,910
市民総合 体育館利用	85,745	86,301	82,775	90,848	103,464	102,125	82,919	162,652

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
人口	152,791	154,196	156,073	158,426	161,258	164,294	165,195
市民総合 体育館利用	126,803	117,881	126,373	135,613	121,855	126,619	133,101

単位：人 ※利用者は延べ人数

出典：流山市統計書



- ・人口増に伴い、市民総合体育館利用者は増加の傾向が見られます。
 - ・延べ利用者数は、近年、人口の80%以上の利用者数となっています。
 - ・平成18年度から、指定管理者となり休館日を毎月曜日から月1回第3月曜日のみに変更して、利用しやすい環境を整えたことにより、利用者増につながっています。
- ※平成17年度は、施設予約システム導入直後で、不慣れな予約等をダブルカウントされてしまったケースがあり、突出した数値となっています。
- ※平成22年度は、3月の東日本大震災以降休館としました。平成23年度の4月は、夜間休館としたことで、利用者数は若干減少しています。

3 市民総合体育館の利用状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

市民総合体育館の抽選申込み状況

	抽選申込件数	当選件数	当選倍率	当選割合
	a	b	a/b	b/a×100 (%)
アリーナ	3,309	809	4.09	24.44
柔道場	683	525	1.30	76.87
卓球室	438	420	1.04	95.89
剣道場	1,181	842	1.40	71.29
全体	5,611	2,596	2.16	46.26

- ・上記のデータから、アリーナ面積が不足していることがわかります。卓球室は天井が低いため利用者が限られている状況です。
- ・全般的に利用希望に対して対応できていない状況と言えます。
- ・新しい市民総合体育館では卓球室はありませんが、メインやサブアリーナを利用する予定です。
- ・利用者からは、「利用したいが申し込んでも抽選に当たらない」、「老朽化で利用しにくいので他の施設を利用している」という意見が寄せられています。

体育館稼働率・近隣他市との比較

	年度	算定方法	平日	土日	合計
印西市	23	土日のみ別途算定		92.0	70.0
船橋市	23	平日・土日は分けていない			81.1
柏市	23	平日・土日は分けていない			75.3
松戸市	23	平日・土日は分けていない			84.9
流山市	23	平日・土日は分けている	91.4	98.0	93.4

※ 流山市は平成23年10月～平成24年9月のアリーナの予約
(当日の個人使用を含む)

(参考)：使用コマ数/使用可能コマ数×100

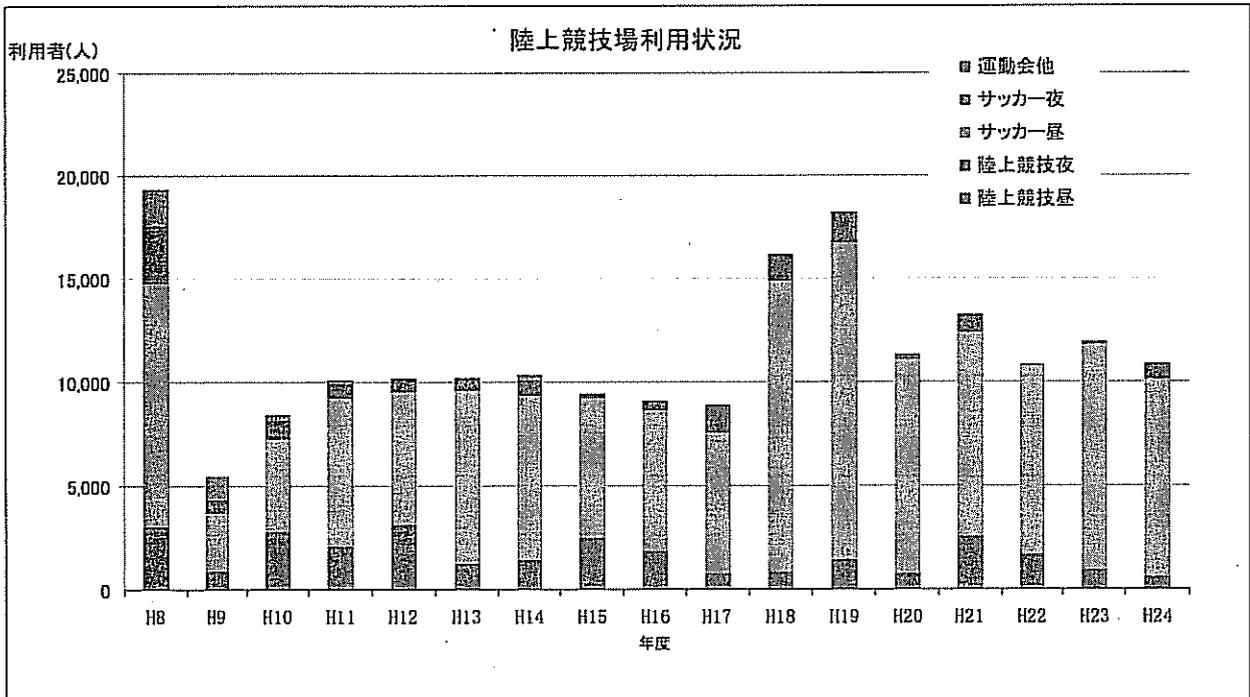
- ・平日で91.4%、土日で98.0%となっており、他市と比較して利用状況は高いと言えます。
- ・事前予約をしていなくても、当日空きがあれば当日利用も可能としています。バスケットやバドミントンなどで当日利用のニーズもあり、稼働率が高くなっています。
- ・土曜休日や日中など、利用希望が重複する時間も多くなります。「利用したいが使えない」という意見も多く、市民のスポーツ需要に対応していない状況にあります。

4 陸上競技場の利用内訳（平成8年～24年度実績）

	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
陸上競技昼	3,000	904	2,713	2,057	3,131	1,255	1,433	2,500	1,835
陸上競技夜	41	0	65	0	0	0	0	0	0
サッカー昼	11,720	2,796	4,460	7,196	6,421	8,301	7,906	6,714	6,787
サッカー夜	2,790	661	934	666	645	662	764	228	513
運動会他	1,787	1,112	300	227	55	0	250	0	0

(人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
陸上競技昼	784	823	1,440	754	2,530	1,688	934	620
陸上競技夜	0	0	0	0	0	0	0	0
サッカー昼	6,761	14,035	15,310	10,309	9,845	9,076	10,852	9,506
サッカー夜	1,370	1,350	1,468	315	876	92	190	755
運動会他	0	0	0	0	0	0	0	0



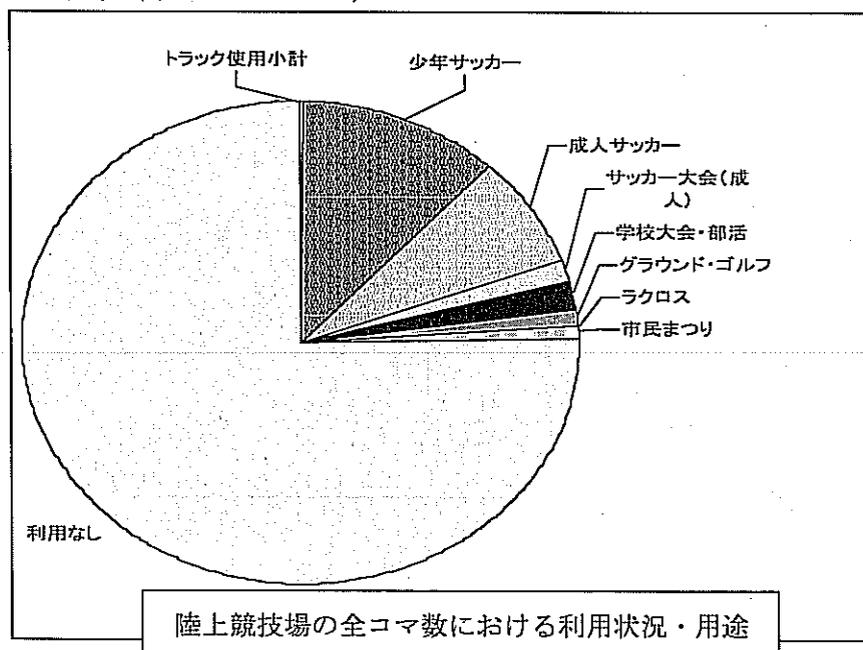
- ・平成9年度にグラウンド整備工事を行ったため、閉鎖期間が生じて利用者減となっています。
- ・整備工事が終了した平成10年度は通年開放を行いました。利用者が平成8年度ほど戻らず、それ以降ほぼ変わらない利用状況となっています。

5 陸上競技場の利用内訳（種目別・夜間利用）（平成 24 年度）

	種目	使用コマ数	（うち 夜間照明使用）	使用割合	全コマ割合
				種目コマ数/ 合計使用コマ数 (1,063)	種目コマ数/ 全コマ数 (4,284)
トラック使用	東葛駅伝（アップ会場）	4			
	中学駅練習	3			
	運動会（生涯大学・幼稚園）	7			
	小計	14		1.3%	0.3%
フィールド使用	少年サッカー	502	(40)	47.2%	11.7%
	成人サッカー	313	(16)	29.4%	7.3%
	サッカー大会（成人）	58		5.5%	1.4%
	学校関係 葛北サッカー大会南中・北高サッカー部活	92		8.7%	2.1%
	グラウンド・ゴルフ	42		4.0%	1.0%
	ラクロス	6		0.6%	0.1%
	市民まつり	36	(12)	3.4%	0.8%
	合計		1,063	(68)	100.0%

コマ数とは、1時間単位の貸出しを行うので、1時間を1コマと数える。

*全コマ数=357（日/年）×12コマ=4,284



6 流山市後期基本計画策定に伴う「NPOアンケート・NPOと行政との意見交換会」(平成20年10月)

意見交換先：特定非営利活動法人流山市体育協会

活動を通して 感じられる地域の課題	課題に対する解決策 (方向性)	市民の解決策への 関わり方	行政の解決策への 関わり方
体育施設の不足①総合体育館が狭い②武道専用施設(武道館)が無い③多目的競技場の不足(野球、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等の出来る競技場)④テニスコートの不足	流山市が想定している平成32年、人口181,000人に対応できる体育施設の整備を行って欲しい。	①施設拡充に向けて行政への要望活動②受益者負担の理解(利用料改定等)	①当市の体育施設の現状を把握、理解し施設拡充へ向けて早急に行動を起こす。 ②市民の受益者負担への啓発運動
総合体育館の老朽化。築33年を経過しており、耐震、防水、電気系統、水周り等建物全体に問題が出ている。	早急に新総合体育館の建設をしてほしい。総合体育館は主たる目的であるスポーツをする目的以外に災害発生時には市民の生命、財産を守る場所になります。現体育館は耐震、設備、規模から災害時の避難場所には適さないと判断します。	①新体育館建設に向けて行政への要望活動②受益者負担の理解(利用料改定等)③一般市民(スポーツ利用者以外)の総合体育館建設の必要性の啓発	①新体育館建設に向けた計画案を早急に作成する。 ②行政側も一般市民(スポーツ利用者以外)に総合体育館建設の必要性をPRする。
上記1, 2の理由等で流山市は毎年行われる千葉県民体育大会、平成22年に千葉県下で開催される国民体育大会では東葛近隣の市は競技会場に成っているが流山市で行われる競技はない。			

7 学校教育・スポーツ関係聞き取り調査

7-1 現状規模における課題・体育館規模に関する利用意向調査

現在の市民総合体育館が狭隘、老朽化して、主要な大会が開催できないという課題に対して、具体的な状況を把握するとともに、新しい市民総合体育館の竣工による今後の大会開催の意向等について、関係団体からの聞き取り調査を行った。

7-2 市内中学校バスケット関係

○市内大会

会場：流山市 市民総合体育館

競技日程：2日間開催（6月中旬）

参加校数：男子5校 女子7校（市内全8校）

試合形式：男子⇒リーグ戦・決勝トーナメント 女子⇒トーナメント

試合数：男女合計15～16試合

※1 試合の所要時間数 約80分

○葛北大会

会場：流山市 市民総合体育館

競技日程：7月21日（日）～7月23日（火） 計3日間（予備日24日）

構成校数：男子9校 女子14校（流山市・野田市） 参加校数：計12校

試合形式：トーナメント

試合数：男女合計12試合 ※1 試合の所要時間数 約80分

※新人戦も同一規模で、10/5（土）、10/6（日）、10/12（土）で開催。

現在の市民総合体育館での開催における課題

- ・学校体育館での開催は、コート1面のみしか確保できず、複数会場での開催となる。
- ・複数会場の開催では、教諭が少なく引率や審判のやり繰りが難しくなるため、現状の日程で全試合を消化するためには、市民総合体育館での開催が不可欠である。
- ・アリーナは試合会場となるため屋外でアップを行っている。（外用ボールが必要）
- ・雨天時には、屋外でのアップ場所が限られ、同時にアップを行う4校がひしめきあう状況となる。アップが不足すると、怪我にもつながるため、サブアリーナやランニングゾーンがあると非常に役に立つ。
- ・ギャラリーが狭く、応援場所が限られている。ギャラリーは生徒控え場所にもなっており、保護者の応援スペースが狭く十分に観戦できない。
- ・市民大会など成人が参加する競技会では、現状の2面のみでの使用では、1日3試合を短時間で行うことがあり、体力的に厳しく怪我の危険性が高まる。サブアリーナを整備して、3面を使用できれば1日当たりの試合数を2試合程度に抑えることができ、負担軽減につながる。
- ・併設校の開校に伴い、試合数や参加人数が増加するため、現在の市民総合体育館規模の場合、大会運営等が難しくなる可能性がある。

県内規模での大会開催の可能性

- ・ 県総体は、利便性の高い県央部で開催するが、新人戦、選手権は県内各地で持ち回り開催（東葛ブロック・5～6年ごとの開催受け持ち）となっている。
- ・ 県レベルでの競技会は、40～50校程度が参加することもあり、会場の施設規模が一定以上必要となる。（今後60校程度まで増加する可能性がある。）
- ・ 新人戦、選手権は県内持ち回りで開催しているが、現在の市民総合体育館ではアップ等の十分な条件が満たせないことで、県体連から流山市での開催を認められないでいる。（東葛ブロックでは、柏市や鎌ヶ谷市で開催している。）
- ・ 大規模な大会になると、3会場での開催となる場合がある。サブアリーナを含めて、コートが3面できると2会場での開催が可能となり、運営面での負担が軽減できる。

表 中体連が主催するバスケットボール関連大会

開催規模	総体	新人戦	選手権
県	3日間 千葉市・八千代市等で開催	3日間 県内持ち回り開催	3日間 県内持ち回り開催
葛北	3日間	3日間	3日間 ※高校体育館借用が多い
市内	市内大会（6月）		市内技術講習会（8月）

その他要望

- ・ コート2面使用時のバスケットゴールについて、可動式を採用すると準備の負担が増え、怪我をする不安がある。据付のゴール設置を希望したい。
- ・ 公式試合が可能となる恵まれた環境でプレーすることは、競技力の向上や練習意欲の高まりにつながる。
- ・ つくばエクスプレスにより県内各地からのアクセスも向上している。県内規模の大会の開催が可能な施設整備が望まれている。

7-3 市内中学校バレー

○市内大会

会場：常盤松中学校

競技日程：男子 6/7(土) 女子 6/7(土) 6/8(日)

参加校数：男子 3/8校 女子 8/8校(市内全8校) 計11チーム

参加人数：男子 20~30人/1校 女子 約40人/1校 合計400人前後

試合形式：男子 総当りリーグ戦 女子 グループ予選(2組)・決勝トーナメント

試合数：男子 3試合 女子 予選6試合×2組=12試合・決勝トーナメント5試合

※1試合の所要時間数 平均60分

○葛北大会

会場：2日間・男女別で野田市内の3中学校にて開催

競技日程：男子 1会場：7/21(日) 女子 2会場：7/21(日)・7/22(月)

参加校数：男子 6校 女子 19校 計25チーム

試合数：男女合計28試合

※新人戦も同一規模で、男子10/13(日)、女子10/12(土)、10/13(日)で開催。

現在の課題

(全般)

- ・市内大会、葛北大会の日程は、授業、県大会のスケジュールを加味すると、大半の競技が同一日程で行わざるを得ない。
- ・バスケットボールが学校体育館では1面しか確保できないため、バスケットボールが市民総合体育館を優先して利用している。
- ・その他競技は、市内中学校での開催となるが、他競技との会場割り当ての関係で、1校しか確保できない。

(市内大会)

- ・中学校体育館では、サーブエリアが1m前後しか確保できておらず、ジャンプサーブができない。(県大会レベルでは、ジャンプサーブが主流である)天井の高さに制限があり、トスを上げて構造物に当たってしまうことが頻繁に起こる。
- ・松戸市では、中学校体育館であっても、十分なスペース(バスケコート2面分)を確保できている。普段の練習から、ジャンプサーブが可能となり、高い競技力につながっている。流山市の中学校体育館はバスケコートがようやく1面確保できる広さである。
- ・中学校体育館でバレーボールコートが2面確保した場合、ベンチエリア、サーブエリア、生徒控室のスペースがほぼ無い。保護者の応援スペースも同様である。
- ・市内大会は、2面のコートを活用する。1面の午前中で男子の競技を終了し、午後からは女子の競技、もう片面は終日女子の競技を行う。(男女のネットの高さが異なり、調整するのに時間を要するため、チーム数の少ない男子を先に終了させる。)
- ・男女間で運営の日程が異なることから、女子の競技中に男子の表彰・閉会式を行っている。

- ・ウォーミングアップは、校庭でのランニング、軒先でのストレッチ等を行っている。
- ・ボールを使ったウォーミングアップは、開会前、試合間での短い時間に限られる。

(葛北大会)

- ・葛北大会の女子戦は、参加校数が多く2会場での開催となっており、負担が大きい。
- ・複数会場の開催では、引率や審判のやり繰りが難しく、1会場での運営が可能になれば、負担を軽減することができる。

県内規模での大会開催の可能性

- ・県総体は、バスケットボールと同様に、利便性の高い県央部で開催するが、新人戦、選手権は県内各地で持ち回り開催（東葛ブロック・5～6年ごとの開催受け持ち）となっている。
- ・新人戦、選手権は県内持ち回りで開催しているが、体育館施設規模の関係から、東葛ブロックでは柏、松戸で開催している。
- ・施設規模が整備された場合、新人戦等の県レベルの大会を流山市で開催することは十分に考えられる。

表 中体連が主催するバレーボール関連大会

開催規模	総体	新人戦	選手権
県	3日間 浦安・市川等で開催	県内持ち回り開催	県内持ち回り開催
葛北	2日間	2日間	2日間
市内	市内大会（6月）・市内技術講習会（8月）		

その他要望

- ・各競技のコート配置について、準備の手間が省けるようなわかりやすいライン表示の工夫が望まれる。
- ・市内大会の日程は、他競技と同一日程となる。現状の計画面積であれば、メインアリーナをバスケットボールで利用し、サブアリーナをバレーボールとして利用も可能と考えられる。
- ・現状の市民総合体育館では、十分な競技環境とは言えない。恵まれた競技環境を整えれば、活用機会が試合だけの場合であっても、競技力の向上につながる。

7-4 市内小学校ミニバスケット

○市内大会（平成24年度）

会場：流山市 市民総合体育館

競技日程：10月30日（火）、11月2日（金）

参加校数：小学校 15校 各校男女1チーム

参加人数：各チーム登録上限15名 約450名 引率・庶務教諭等 約100名
応援父母 約150名前後 合計 700名程度

試合数：28試合 トーナメント制 初日は1回戦実施・2日目は2回戦以降実施

現在の市民総合体育館での開催における課題

- ・参加校数が多く、2日間開催となっている。平日に開催しており、年間を通じた授業時間数の確保に苦慮している。
- ・ベンチには、登録選手上限15名のほか、学校職員、監督等で計19名のスペースを確保する必要がある。
- ・建物自体の面積が狭く、ベンチ席・テーブルオフィシャル席の確保が難しい。
- ・全小学校が参加し、参加児童数も多い。アップ場所や待機場所の確保が難しい。
- ・保護者の応援も多く、観覧席の少なさが課題となっている。児童生徒の待機場所を優先し、可能な範囲で設置している状況である。

新しい市民総合体育館での開催となった場合

- ・新しい市民総合体育館において1日で全日程を消化できるかどうかは、スケジュール児童の体力、引率教諭や審判教諭の確保などの調整が必要なため検討が必要である。
- ・生徒の待機場所、ベンチ席、オフィシャル席、応援場所の確保については、体育館の面積が増加することで解決が図れる。安全性の確保にもつながる。
- ・サブアリーナやランニングコースは、アップ場所としての活用も考えられ、怪我の防止につながる。

7-5 流山市 PTA バレーボール大会

相手先：流山市 PTA 連絡協議会 幹事校：東小学校

○流山市 PTA バレーボール大会

会場：流山市 市民総合体育館・流山市コミュニティプラザ

競技日程：9月4日（火）9:00～17:00

参加校数：小学校 15校 計 170名 中学校 8校 計 86名

試合形式：トーナメント

試合数：体育館 12校・11試合 コミプラ 11校・10試合

※1試合 3セットマッチ 2セット先取

現在の体育館開催における課題

- ・開催日は、保護者の負担を軽減するため、児童生徒が通学している平日としている。
- ・23校が参加するため、体育館での集中開催はできず、コミュニティプラザとの2会場での運営となっている。（現在の市民総合体育館では、バレーコートが2面しか確保できない。）
- ・PTAの相互親睦を目的とした開催であるにも関わらず、2会場での運営のため目的を果たすことができていない。
- ・平日開催のため、審判団、事務局、PTA役員の確保が難しいが、2会場での運営が更に難しくなっている。
- ・併設校の開校に伴い、試合数や参加人数が増加するため、現在の市民総合体育館規模の場合、大会運営等が難しくなる可能性がある。
- ・東葛地区大会は、6市構成のため6年に一度の持ち回り開催される。

8 現在の市民総合体育館での大会開催状況（各競技連盟からの聞き取り調査）

8-1 バスケットボール

現状と問題点

- ・現在は市民体育大会、連盟登録チームによる選手権大会等の開催に限られている。
- ・施設規模が課題となって、東葛地区で持ち回りによって開催される家庭婦人大会も開催が出来ていない状況である。
- ・現在の市民総合体育館は、基準に適合していないコートをも2面やっとな確保している状況であり大会開催時のアップに関しては外玄関前アスファルト部分で行っている。
- ・試合間の移動は、入口側のゴール下を通ることになり、動線が交錯して安全性の確保に課題がある。
- ・観客席は、常設600席、コートサイドでの臨時配置した場合でも合計1,000席程度しか確保できない。また車いすの方の観客席までの移動手段がない。

利用見込み

○県・東葛地区での開催される広域的な大会

- ・サブアリーナを含め、3面確保が可能な規模が必要である。
- ・新体育館では、3面を確保できることから、東葛地区家庭婦人大会や県大会の開催可能となり、ゆとりをもって試合ができるようになる。

8-2 バレーボール

現状と問題点

- ・市民大会のほか、5市対抗バレーボール大会（柏、松戸、我孫子、鎌ヶ谷、流山）、PTA大会（県内持ち回り）、近隣市招待大会に限って開催されている。
- ・各大会開催にはコート3面が必要であるが、流山で開催する場合にはコミュニティプラザを併用してコートを確保している大会もある。
- ・PTA大会については市レベルでも、コミュニティプラザを併用することで開催しているため、東葛大会、県大会は開催することが不可能となっている。
- ・近隣招待大会については、他市で開催される場合は、通常8チーム程度を招待するが流山では会場の都合で、4チーム程度しか招待できていない。

利用見込み

○県・東葛地区での開催される広域的な大会

- ・正規のコートを3面確保でき、観客席の増が図れることにより、近隣招待大会・PTA東葛大会をはじめ、様々な規模の大会を開催できるようになる。

8-3 バドミントン

現状と問題点

- ・市民体育大会のほか、東葛5市対抗バドミントン大会（柏市、野田市、松戸市、我孫子市、流山市の持ち回りで開催）に限って、現在の市民総合体育館で開催している。
- ・バドミントンコートが8面しか無く、1日で大会終了するために、以下の様な独自のルールで運営せざるを得ない大会がある。
 - ◇参加人数の制限：100人の制限（120～150人程度の参加希望者が有る）
 - ◇セット数の制限：2ゲーム先取のところを1ゲームマッチにする。
 - ◇延長時間の制限：セッティングなし（20-20の場合21点を先取した方がセットを獲得。通常は2点差がつくか、30点を先に取ったほうが勝ち）
 - ◇試合時間の短縮：15分または20分の時間制とする。（通常1試合30分程度）
- ・正規のルールに則して、1日でスムーズに大会を開催するには12～13面のコートが必要と考えられる。

利用見込み

○県・東葛地区での開催される広域的な大会

- ・新しい市民総合体育館の計画では、メインアリーナに10面、サブアリーナに3面が整備されることから、要望通りの大会が開催することができる。
- ・現在整備できる8面と比較して、5面多くコートが確保できることにより、1時間あたり10試合多く開催できる。
- ・コートを13面確保できることから、千葉県民大会、ジュニア大会、関東・全国実業団大会、レディース大会等の大規模大会の誘致が可能となる。

8-4 卓球

現状と問題点

- ・春季市民大会、秋季市民大会、各オープン大会が現体育館で開催されている。
- ・試合の合間には観客席で待機することとなるが、現在の体育館では親子連れの観客等であふれ、選手の待機場所を十分に確保できない状態である。
- ・体育館面積が限られ、試合時間に余裕を持って開催できない、卓球台同士の間隔が狭く競技運営に支障をきたすなどの問題が生じている。

利用見込み

○県・東葛地区での開催される広域的な大会

- ・家庭婦人大大会が、松戸市、柏市、野田市（関宿）の他市の体育館で開催されているが新しい市民総合体育館で面積や規模が拡充されれば誘致可能となる。
- ・新しい市民総合体育館になりアリーナ面積が増えることにより、県大会等の大規模な大会開催が可能となる。

8-5 剣道

現状と問題点

- ・市民体育大会、5市大会（松戸、柏、我孫子、野田、流山の持ち回り）、3市合同昇段審査会（松戸、野田、流山の持ち回り）等が開催されている。
- ・現在の市民総合体育館は風通しが悪く、臭いがこもるとの意見が寄せられている。
- ・剣道場は、西日が直接差し込む配置形態で、空調設備も無いため、夏場の体調管理が難しくなっている。
- ・試合中以外は防具を外し待機するが、防具を置くスペースが現在の市民総合体育館では確保できない。
- ・剣道は、形を鏡で見る必要があるが、現状は設備されていない。

利用見込み

○県・東葛地区での開催される広域的な大会

- ・新しい市民総合体育館では面積が増えることで、メインアリーナは大会会場、サブアリーナは防具置場、休憩所など、大会参加者の要望に沿った利用が可能となる。
- ・現在の県大会等は、駅から遠い会場での開催や、駐車場が十分に整備されていない会場での開催が多くなっている。
- ・防具が重く、また車で参加することが多くなっている中で、新しい市民総合体育館は駅から近く、駐車場が整備されていることから、様々な大会を招致できる可能性がある。

大会開催の状況（平成24年度実績）

種目	大会	現在の開催場所	競技者数 約(人)	備考
バスケットボール	市民体育大会	流山市民総合体育館	250	一般市民対象
	選手権大会	流山市民総合体育館	240	連盟登録チーム対象
	春季大会	流山市民総合体育館	200	連盟登録チーム対象
	秋季大会	流山市民総合体育館	230	連盟登録チーム対象
	中学校市内大会	流山市民総合体育館	260	男子5校 女子7校（市内全8校）
	中学校葛北大大会	流山市民総合体育館	600	男子9校 女子14校（流山市・野田市）
ミニバスケットボール	第26回市招待ミニバスケットボール交流大会	流山市民総合体育館	220	スポーツ少年団 近隣市（24年度は野田、松戸、柏、我孫子、白井、市川を招待）
	ミニバスケットボール交流大会	流山市民総合体育館	450	市内小学校15校 平日2日間開催 28試合
バレーボール	市民体育大会	流山市民総合体育館	520	市内在住家庭婦人、市内在住・在勤男女
	第88回家庭婦人大会	流山市民総合体育館	220	連盟登録チーム対象
	第15回一般男女大会	流山市民総合体育館	60	市内在住・在勤男女
	第3回ひまわり杯	流山市民総合体育館	220	連盟登録チーム対象
	第8回近隣市招待大会	流山市民総合体育館	210	通常は各市8チーム招待するが、流山は4チームしか招待できない。
	第89回家庭婦人大会	流山市民総合体育館	220	連盟登録チーム対象
	5市対抗大会	柏・松戸・我孫子・鎌ヶ谷・流山持回り	300	3面必要。流山はコミプラ併用
	PTA大会（市）	流山市民総合体育館 コミュニティプラザ	300	3面必要。流山はコミプラ併用。持ち回りの東葛・県大会は誘致できない。
バドミントン	市民体育大会	流山市民総合体育館	130	市内在住・在勤・在学者及び在クラブ対象
	夏季大会	流山市民総合体育館	210	
	レディース大会	流山市民総合体育館	80	Aクラス
	レディース大会	流山市民総合体育館	70	Bクラス
	レディース大会	流山市民総合体育館	50	Cクラス
	夏季ジュニア大会	流山市民総合体育館	130	（小学生の部）
	夏季ジュニア大会	流山市民総合体育館	90	（中学生の部）
	レディース技術大会	流山市民総合体育館	60	
	ミックス大会	流山市民総合体育館	150	一般対象（市内・市外等の区別なし）
	クラブ対抗戦	流山市民総合体育館	180	（団体戦）連盟登録クラブ対象
	冬季ジュニア大会	流山市民総合体育館	160	（高校生の部）
	春季大会	流山市民総合体育館	200	一般対象（市内・市外等の区別なし）
	東葛5市対抗戦	各市体育館	300	我孫子、柏、松戸、野田、流山の持ち回り開催

市民総合体育館建替事業
資料_根拠編 P20～60

種目	大会	現在の開催場所	競技者数 約(人)	備 考
卓球	市民体育大会	流山市民総合体育館	200	市内在住・在勤・在学者及び連盟加盟者
	第23回春季市民大会	流山市民総合体育館	180	
	第29回レディース親善大会	流山市民総合体育館	540	観覧席いっぱい、選手の居場所がない。
	第24回安達杯	流山市民総合体育館	270	
	第19回秋季レディース親善大会	流山市民総合体育館	440	観覧席いっぱい、選手の居場所がない。
	第31回オープンダブルス大会	流山市民総合体育館	370	観覧席いっぱい、選手の居場所がない。
	第39回会長杯団体戦	流山市民総合体育館	280	
	如月杯	流山市民総合体育館	70	市内在住家庭婦人対象
剣道	市民体育大会	流山市民総合体育館	470	市民及び連盟会員対象
	第27回姉妹都市交流剣道大会	流山市民総合体育館	160	
	市剣道連盟大会	流山市民総合体育館	490	
	5市大会	流山・松戸・柏・我孫子・野田で持ち回り	200	剣道は防具がある。流山は風通しが悪く、嫌われている。大会はスペースを広く使うのでメインとサブ両方必要。
	3市合同昇段審査会	流山・松戸・野田で持ち回り	500	剣道は防具がある。流山は風通しが悪く、嫌われている。
空手道	市民体育大会	流山市民総合体育館	530	市内在住・在勤・在学者及び市内道場生
	連盟親善大会	流山市民総合体育館	610	幼稚園から一般まで
	部内大会	流山市民総合体育館	130	連盟登録部員

この競技者数には、大会役員、応援・観覧者の数は含んでいません。

招致が見込まれる大会

種目	大会	現在の開催場所	備考
バスケットボール	中学校新人戦	東葛地区：柏、鎌ヶ谷	男子9校 女子14校（流山市・野田市）
	中学校選手権	東葛地区：柏、鎌ヶ谷	男子9校 女子14校（流山市・野田市）
	県大会	船橋アリーナ・ポートアリーナ	コート3面+サブが必要。 流山は家庭婦人大会も誘致できていない。
バレーボール	中学校新人戦	東葛地区：柏、鎌ヶ谷	男子 6校 女子 19校
	中学校選手権	東葛地区：柏、鎌ヶ谷	男子 6校 女子 19校
	関東大会・8県対抗	千葉県スポーツセンター 浦安市民体育館	コート4面。 一般男女、50歳代、60歳代
バドミントン	県民大会	野田市関宿体育館	観覧席少なく不評(国体の会場の一つとなったため県民大会の会場となる)
	ジュニア大会	千葉ポートアリーナ	13面必要。流山現在8面。新体育館メイン10、サブ3計13面
	関東・実業団大会	船橋アリーナ	13面必要。流山現在8面。新体育館メイン10、サブ3計13面
		千葉ポートアリーナ	13面必要。流山現在8面。新体育館メイン10、サブ3計13面
レディース大会	千葉県スポーツセンター	13面必要。流山現在8面。新体育館メイン10、サブ3計13面	
卓球	家庭婦人大会	松戸・柏・野田（関）体育館	観覧席いっぱい、選手の居場所がない。
剣道	千葉県民体育大会	銚子市、木更津市、館山市等	いずれも駅から遠く、車で参加している。 鉄道駅のそばで開催したい。
	地区連盟対抗剣道優勝大会	成田市等	

5 公園、体育施設等について

1 都市公園法

都市公園法上は、次のような（都市公園の種類）がある。

種類	種別	内 容
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
公園 大規模	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

都市公園法

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令（昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号）

（公園施設の種類）

第五条

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

2 千葉県内市町村が設置する陸上競技場

市町村名	公園名	公園種別	体育館	武道場	プール	陸上競技場
千葉市	千葉市蘇我スポーツ公園	運動公園				
銚子市	前宿町公園	運動公園	○			
銚子市	桜井町公園	運動公園				
市川市	国府台公園	運動公園	○	○		4種
市川市	塩浜1号公園	運動公園				
船橋市	船橋市運動公園	運動公園	○		その他	2種
松戸市	松戸運動公園	運動公園	○	○	50m	3種
茂原市	富士見公園	運動公園				
成田市	大谷津運動公園	運動公園			その他	
成田市	中台運動公園	運動公園	○	○	その他	2種
成田市	下総運動公園	運動公園				
佐倉市	岩名運動公園	運動公園			50m	3種
東金市	東金運動公園	運動公園				
流山市	流山市総合運動公園	運動公園	○	○		非公認
八千代市	八千代総合運動公園	運動公園	○		50m	
鎌ヶ谷市	陸上競技場	運動公園	○	○		非公認
君津市	内みのわ運動公園	運動公園	○	○	その他	非公認
浦安市	浦安市運動公園	運動公園	○	○	25m	
印西市	本埜スポーツプラザ	運動公園				
白井市	白井運動公園	運動公園				非公認
山武市	成東総合運動公園	運動公園				非公認
君津市	内みのわ運動公園	運動公園				非公認
いすみ市	大原町運動公園	運動公園				非公認

空欄は「無」

野田市	野田市総合公園	総合公園	○		50m	3種
印西市	松山下公園	総合公園	○	○		3種
市原市	市原緑地運動公園	緩衝緑地				2種
富津市	市民ふれあい公園	緩衝緑地				3種

公園外

東金市	東金アリーナ陸上競技場		○			3種
鴨川市	総合運動施設		○			3種
横芝光町	ふれあい坂田池公園陸上競技場					3種

3 近年の体育施設建築にみる施設規模の傾向（千葉県内）

調査対象

施設事例数 8施設

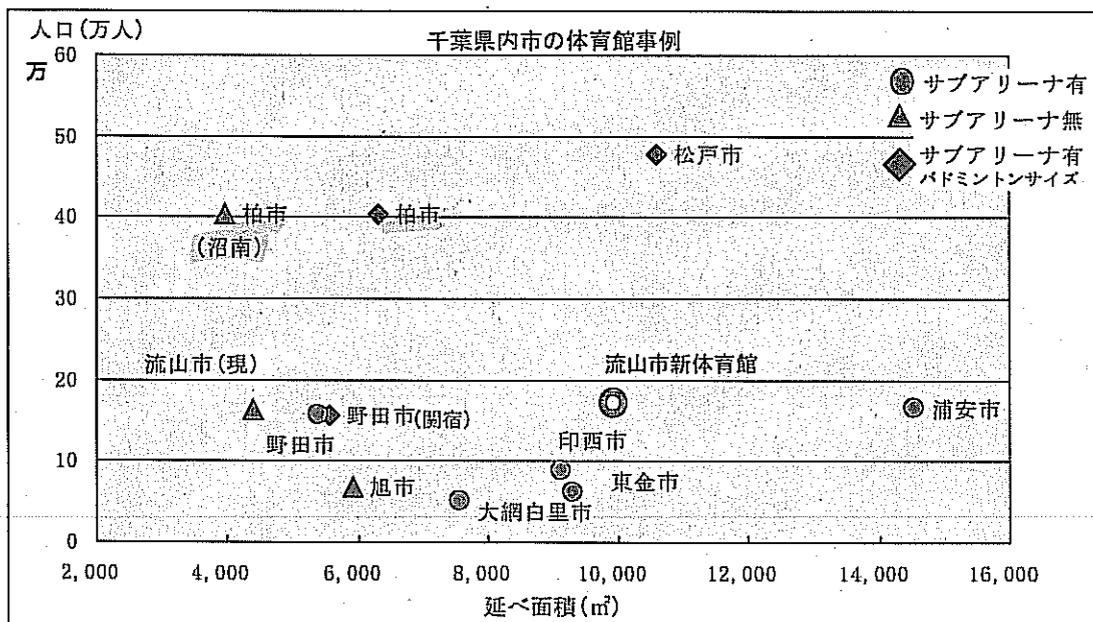
1994年以降に千葉県内の地方自治体において建設された公共体育館（松戸、柏、野田は参考掲載）

市	体育館施設名	完成年		人口 (人)	アリーナ		延べ面 積 (m ²)
					メイン	サブ	
船橋市	船橋アリーナ	平成6年	1994	609,040	3	1	20,031
柏市	柏市沼南体育館	平成6年	1994	404,012	2	0	3,958
浦安市	浦安市運動公園総合体育館	平成7年	1995	164,877	2	1	14,537
野田市	野田市関宿総合公園体育館	平成17年	2005	155,491	2	0.5	5,555
印西市	松山下公園総合体育館	平成22年	2010	88,176	2	1	9,135
旭市	旭市総合体育館	平成9年	1997	69,058	2	1	5,921
東金市	東金アリーナ	平成12年	2000	61,751	2	1	9,308
大網白里市	大網白里アリーナ	平成18年	2006	50,113	2	1	7,559
松戸市	松戸運動公園体育館	昭和49年	1974	477,491	2	0.5	10,610
柏市	柏市中央体育館	昭和52年	1977	404,012	2	0.5	6,320
野田市	総合公園体育館	昭和62年	1987	155,491	2	0.5	5,406
流山市(現)	流山市民総合体育館	昭和51年	1976	163,984	1	0	4,400

上表で、アリーナの数値は、バスケットボールコート（正規サイズ）換算の数値です。

サブについては、0はなし、バスケットボールコートサイズがとれないものは0.5と表現しています。

このうち、船橋市は、規模が異なるため、柏市以下の体育館をグラフ化したものです。



1994年以降については流山市を除くとサブアリーナがないのは、旭市、柏市ですが、柏市は沼南地域の体育館です。野田市は、関宿地域体育館でサブアリーナは、バドミントン3コートサイズです。柏市、野田市の地域体育館を除くとサブアリーナは、5施設中4施設が有しています。

6 公園、体育施設等について

1 既存体育館老朽化の現状



① 入口大階段、正面壁面の剥落



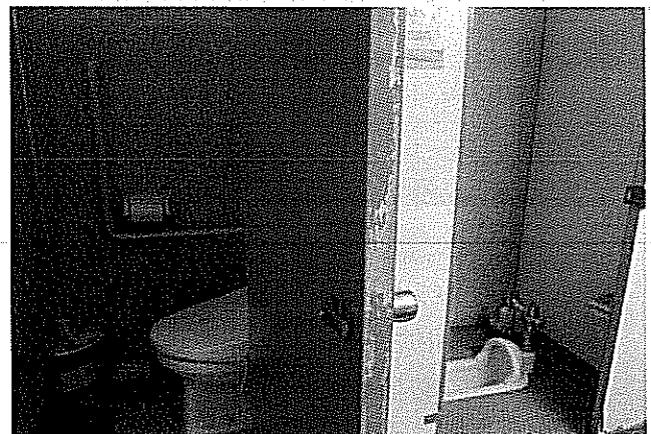
③ 地階入口右側に車いす用スロープがあるが、自動ドアでなく、介助者なしで入館は困難。



② 地階から1階、2階への移動はすべて階段。



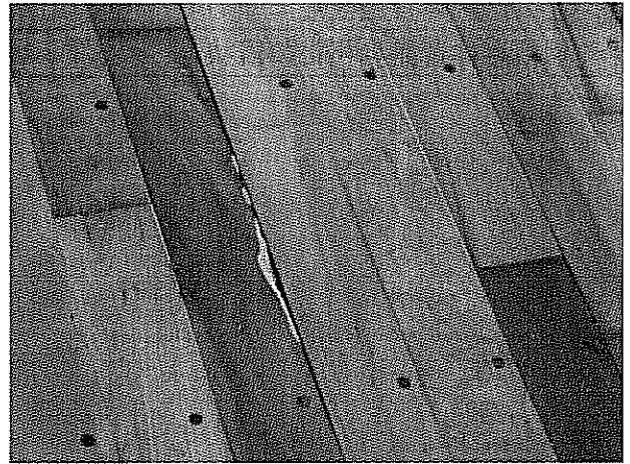
④ トイレ入り口の段差



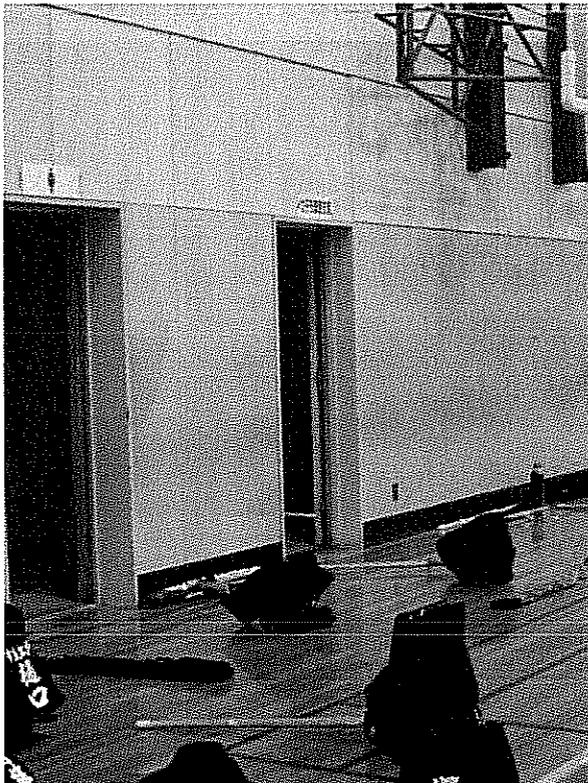
⑤ 和式トイレを改造した洋式トイレ



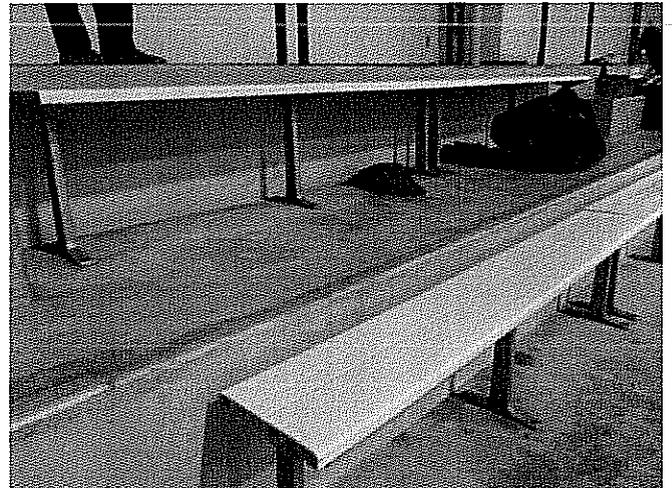
⑥ 貯水槽が屋上にあり、水道水の塩素がぬけてしまい、飲料には適さない。



⑧ 競技場床の損傷。大阪市で競技者に刺さった事例がある。



⑦ 更衣室には競技場から入る。
他の競技が行われている時は入れない。(障害者トイレもこの中にある。)
器具庫も同様に競技場からしか入れない。



⑨ 観覧席はプラスチック製のベンチ。

2 狭隘化の現状

(平成 25 年 4 月 21 日 空手道大会)



⑩ 入口（受付）の混雑1階



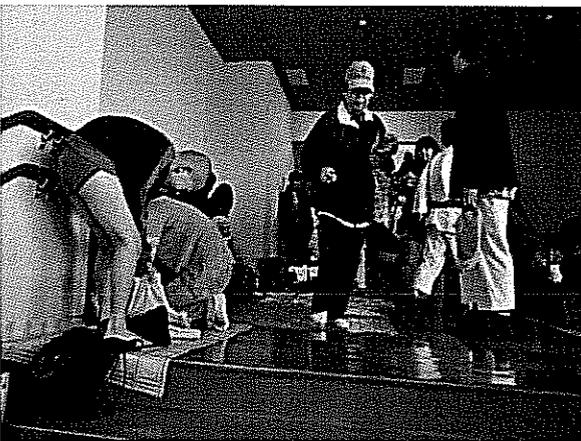
⑬階段にもシートを敷いて通行の妨げ



⑪ 自動販売機前のスペース1階



⑭ 観覧席は満員、後ろで立ち見



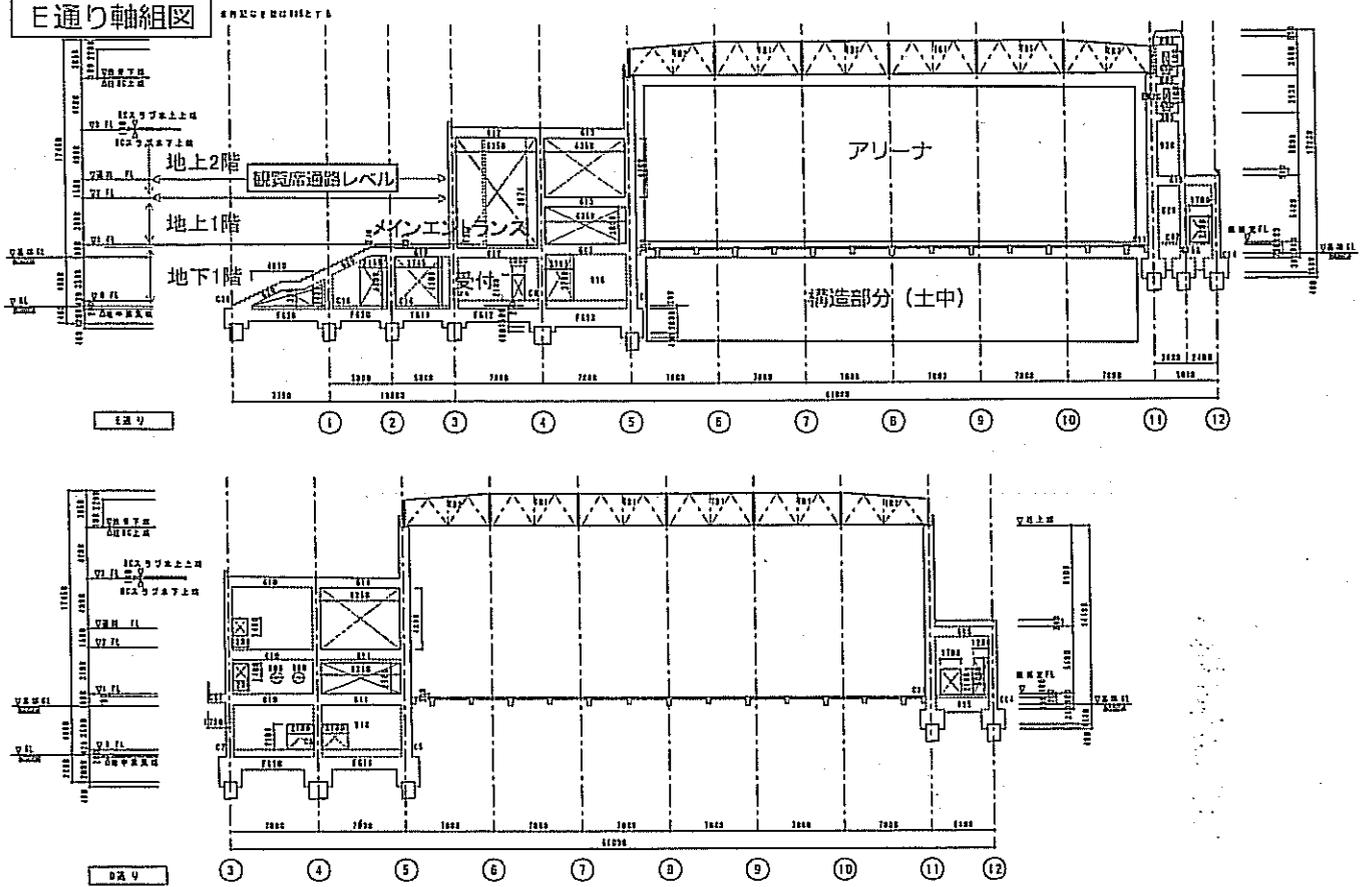
⑫ 1階ロビーはシートを敷いて控室化、着替える選手も。



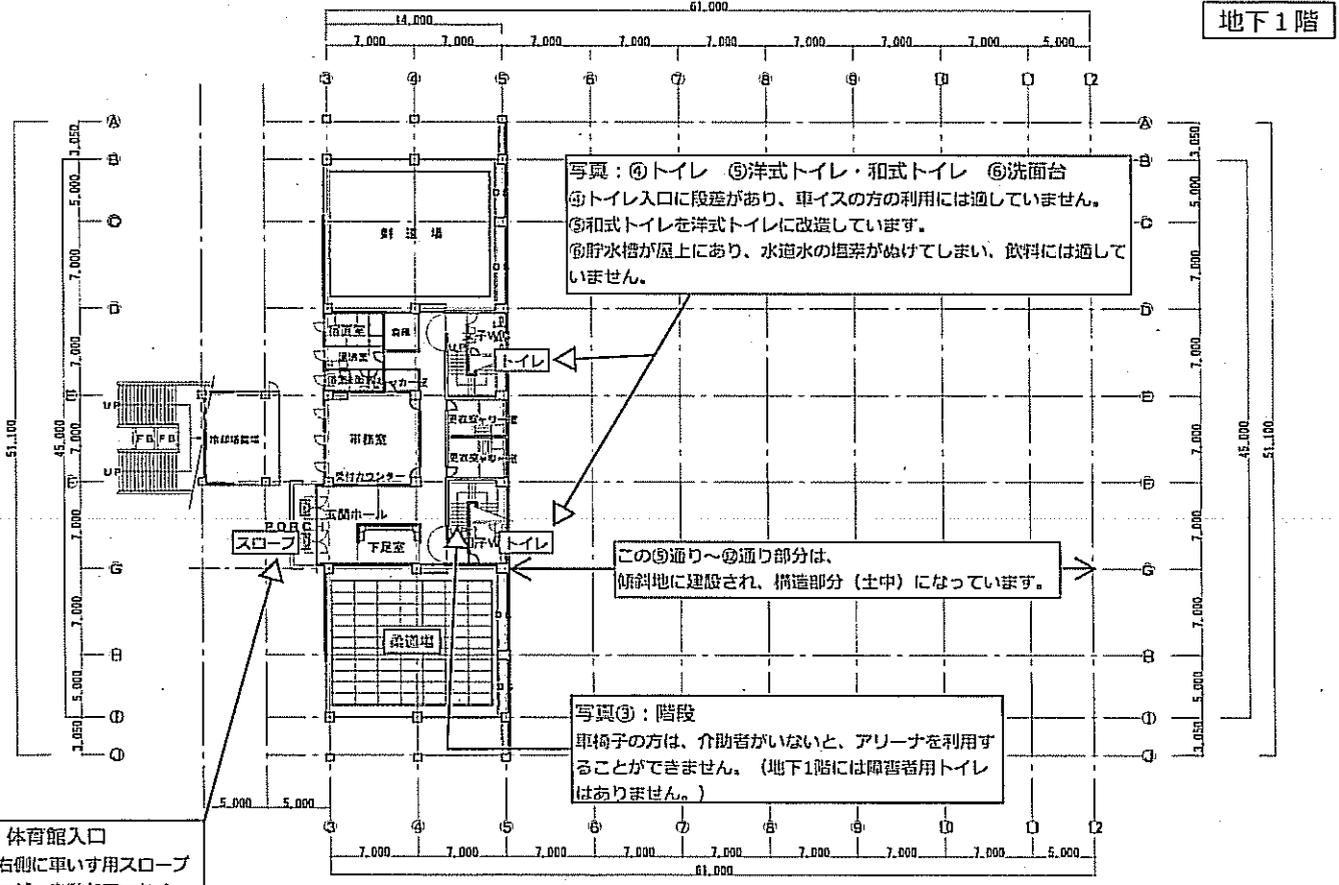
⑮ 観覧席から競技場に行くのも一苦労

3 既存体育館平面図等

E通り軸組図

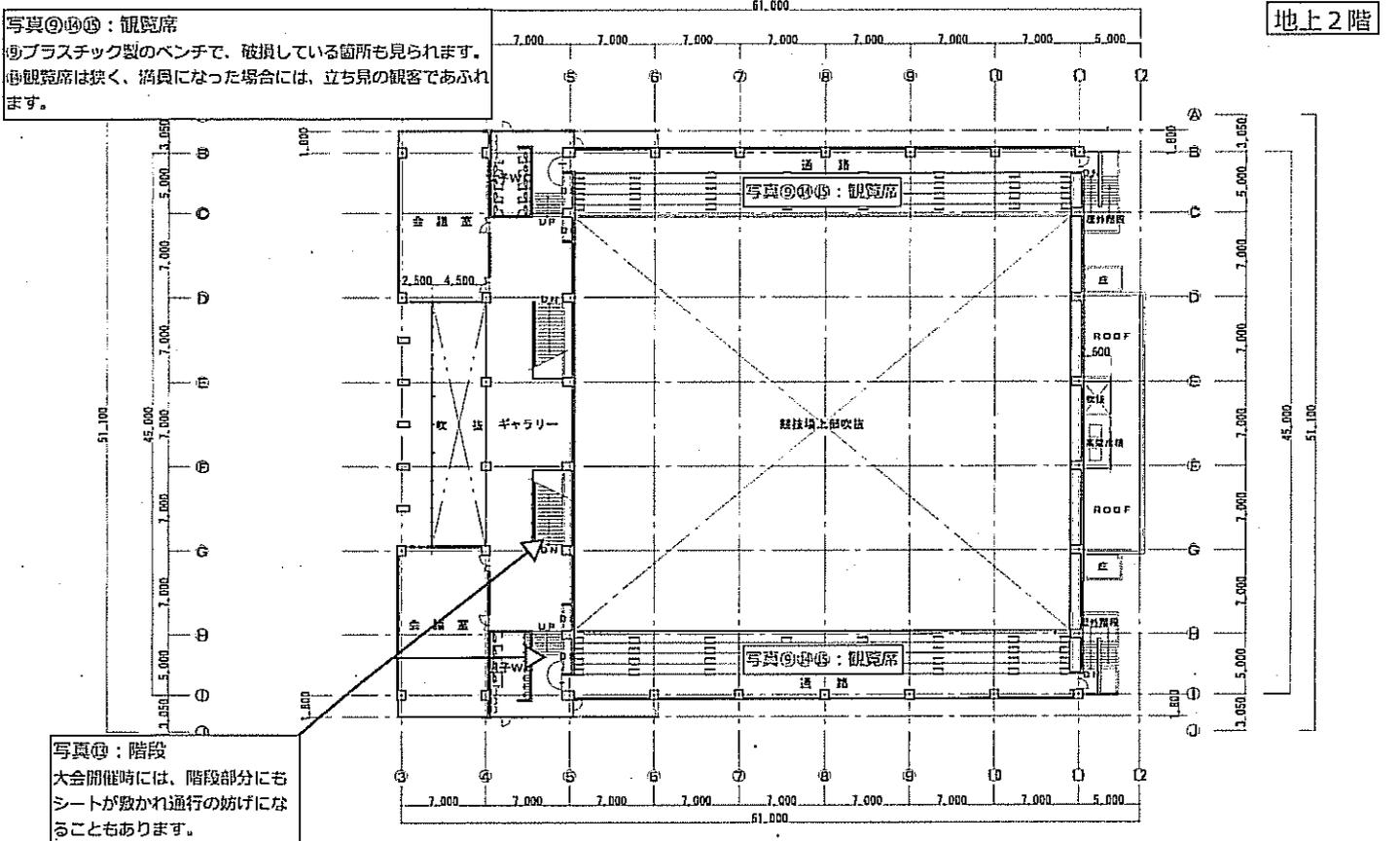
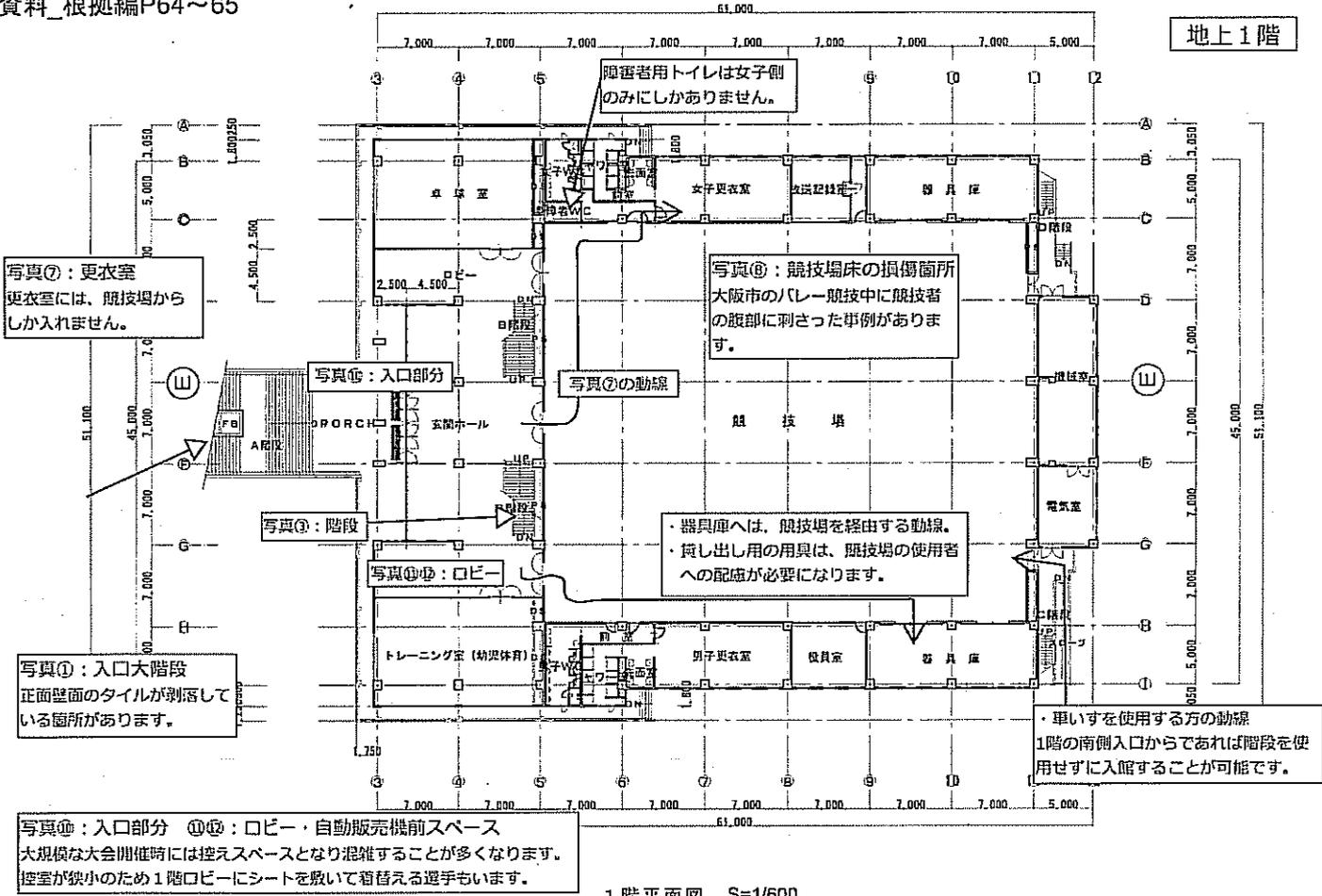


地下1階



写真②：体育館入口
地階入口右側に車いす用スロープ
がありますが、自動ドアでなく、
介助者なしで入館は困難です。

地階平面図 S=1/600



財政見通し

1 主要な財政指標の見通し

財政力指数

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0.92	0.89	0.87	0.89	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87

- ・数値が1に近いほど、財源の余裕があるといえます。流山市は平成23年度決算数値では千葉県内36市中14位です。
- ・1を超えると普通交付税の不交付団体となります。平成24年度は全国の市町村1,665団体中で不交付市町は54市町村のみです。(2012年度普通交付税大綱抜粋)

市債残高(一般会計)

(単位：百万円)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
37,456	38,026	40,939	43,162	44,299	44,664	45,153	44,361	44,412
41,998	43,733	50,906	47,647	45,736	44,704	45,659	44,381	44,473

(下段は予算規模)：平成31年度までの後期基本計画期間中、一般会計の市債残高は、予算規模以内に収まる見込みです。

市民1人当たりの市債残高(一般会計)

(単位：千円)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
226	228	244	254	257	256	256	249	248

○千葉県平均326,051円(平成23年度決算数値)

柏市 276,964円 野田市 294,181円 鎌ヶ谷市 231,438円 習志野市 238,870円
八千代市 261,447円

○TX沿線市(平成23年度決算数値)

八潮市 346,502円 三郷市 292,099円 守谷市 227,558円 つくば市 275,124円
つくばみらい市 315,227円

公債費負担比率

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
12.1	12.4	12.7	13.3	12.6	13.0	13.5	12.3	11.4

- ・公債費負担比率は、一般財源総額のうち、公債費(借金の返済額)に充てる比率を表します。
- ・低ければ低いほど、政策的に使える財源が多くあることを示します。
- ・一般的に15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

○平成23年度決算数値

・柏市 15.9%・野田市 14.3%・習志野市 12.7%・八千代市 16.2%

※本資料は、3月末に公表した中期実施計画に基づく主要な財政指標の見通しです。労務単価の上昇や消費税の増税については、計画上見込んでおりません。

(参考) 千葉県内36市の平成23年度決算状況

区分	人口 (H24.3.31現在)	地方債現在高	市民1人当りの 地方債残高	順位	※財政力 指数	順位	※公債費 負担比率	順位
1 千葉市	937,146	742,466,435	792,263	36	0.97	9	24.3	36
2 銚子市	68,125	31,991,290	469,597	33	0.57	28	17.2	34
3 市川市	458,679	69,316,231	151,121	3	1.09	4	9.2	3
4 船橋市	602,996	114,921,162	190,584	6	0.97	8	9.4	4
5 館山市	49,677	16,291,055	327,940	25	0.59	27	15.0	28
6 木更津市	129,617	27,134,903	209,347	9	0.83	22	11.4	14
7 松戸市	476,896	89,434,035	187,534	5	0.91	15	11.2	13
8 野田市	155,372	45,707,529	294,181	24	0.89	18	14.3	26
9 茂原市	92,129	27,098,689	294,139	23	0.87	20	14.7	27
10 成田市	126,801	42,023,374	331,412	26	1.35	2	9.7	5
11 佐倉市	176,072	32,070,449	182,144	4	0.94	11	12.4	19
12 東金市	59,250	15,322,048	258,600	17	0.68	25	13.7	24
13 旭市	68,169	27,673,133	405,949	31	0.51	32	13.3	23
14 習志野市	161,047	38,469,272	238,870	15	0.91	16	12.7	22
15 柏市	396,251	109,747,189	276,964	21	0.94	11	15.9	29
16 勝浦市	20,236	7,255,006	358,520	29	0.48	35	13.7	24
17 市原市	278,276	56,730,451	203,864	7	1.07	5	11.1	11
18 流山市	166,195	37,456,199	226,739	12	0.92	14	12.1	17
19 八千代市	189,084	49,435,381	261,447	18	0.95	10	16.2	33
20 我孫子市	133,749	28,758,289	215,017	10	0.89	18	10.3	8
21 鴨川市	35,469	17,803,821	501,954	34	0.54	30	15.9	29
22 鎌ヶ谷市	108,814	25,183,714	231,438	13	0.79	23	12.3	18
23 君津市	88,958	18,216,591	204,777	8	1.07	5	9.8	6
24 富津市	48,205	13,683,820	283,867	22	0.98	7	11.4	14
25 浦安市	159,347	21,452,331	134,627	1	1.56	1	8.1	2
26 四街道市	89,102	20,822,701	233,695	14	0.84	21	12.5	20
27 袖ヶ浦市	60,932	8,875,734	145,666	2	1.14	3	6.4	1
28 八街市	73,894	19,556,927	264,662	19	0.65	26	17.7	35
29 印西市	90,465	24,815,376	274,309	20	0.93	13	11.1	11
30 白井市	61,256	13,191,758	215,355	11	0.90	17	10.3	8
31 富里市	48,809	12,416,766	254,395	16	0.78	24	10.7	10
32 南房総市	42,321	28,486,586	673,108	35	0.38	36	15.9	29
33 匝瑳市	39,590	13,476,211	340,394	27	0.49	34	12.5	20
34 香取市	83,194	29,097,010	349,749	28	0.56	29	10.0	7
35 山武市	56,474	20,513,511	363,238	30	0.54	30	16.1	32
36 いすみ市	41,309	17,971,764	435,057	32	0.51	32	12.0	16
36市平均値	163,136	53,190,743	326,051		0.83		12.8	
流山市の計画における各指標等が悪化した年度 の値と比較した場合			平成27年度		平成29年度		平成29年度	
			257,000	16	0.87	19	13.5	23

○市民1人当りの地方債残高・・・12番目に少ない(1位浦安市、36位千葉市)悪化値では16番目
 ○財政力指数・・・14番目に財源に余裕がある(1位浦安市、36位南房総市)悪化値では19番目
 ○公債費負担比率・・・17番目に財政運営の柔軟性がある(1位袖ヶ浦市、36位千葉市)悪化値では23番目
 現計画における各指標等の悪化値と比較した場合、それぞれ順位を落とすものの指標が示す警戒ライン等(イエロード)に達しないことから、健全な財政運営が保てると判断する。
 ○※中期実施計画では「社会保障と税の一体改革」に伴う地方財政への影響については考慮しておりませんので、消費税増税後には、財政力指数や公債費負担比率などの各指標はその算定方法を含め大きく変わる可能性があります。

2 基金及び市債残高(一般会計)と小中併設校・体育館の事業費(財源内訳)

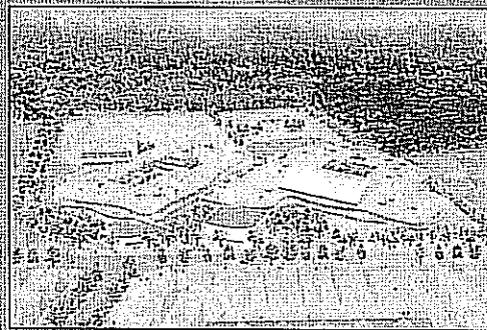
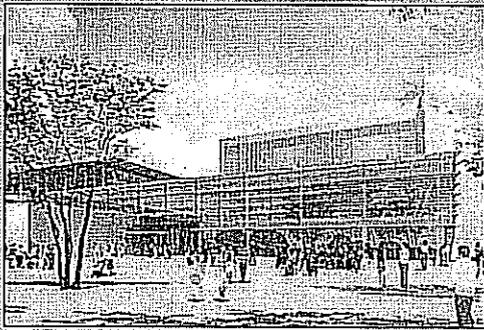
出典:後期基本計画中期実施計画

(単位:千円)

年度	全体事業費	中期実施計画			下期実施計画				次期 平成32年度以降
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
新規発行額		6,309,300	5,750,600	4,455,700	3,634,900	4,153,700	2,531,300	3,129,100	
償還元金		3,396,957	3,526,618	3,319,221	3,469,955	3,664,863	3,322,951	3,078,224	
市債残高 B		40,938,511	43,162,493	44,299,972	44,663,917	45,152,764	44,361,113	44,411,989	
人口一人当たりの市債残高		244	254	257	256	256	249	248	
予算規模 A		50,905,564	47,647,125	45,735,658	44,703,965	45,659,402	44,381,079	44,473,054	
A-B		9,967,073	4,484,632	1,436,886	40,048	506,638	19,966	61,065	
基金残高		7,101,898	5,415,357	4,644,498	4,737,201	4,992,853	5,246,048	6,923,895	
うち、財政調整積立基金残高		3,869,792	2,325,672	1,555,923	1,662,321	1,913,736	2,170,634	3,848,751	
小中併設校	事業費	12,435,205	2,004,933	7,017	1,324,492	1,325,161	6,666	6,666	2,263,735
	国債	5,481,028	177,500	0	680,900	680,900	0	0	0
	地方債	3,914,000	1,231,900	0	637,400	637,400	0	0	0
	一般財源	3,039,577	595,533	7,017	6,192	6,861	6,666	6,666	2,263,735
体育館	事業費	4,157,280	2,186,600	1,549,500	1,000,000	0	0	0	0
	国債	1,401,600	699,400	484,400	0	0	0	0	0
	地方債	2,445,700	1,233,500	865,100	0	0	0	0	0
	一般財源	725,980	279,400	201,000	1,000,000	0	0	0	0

■備考
 ・国の「緊急経済対策」に伴う平成24年度補正予算(一般会計補正予算(第8号))と平成25年度予算(当初予算及び一般会計補正予算(第1号))を一体的に編成しており、平成25年度の予算規模については、この平成24年度補正予算(平成25年度に繰越し)を含んで計算している。
 ・「地域の元氣交付金」について、最終的に確定される充当率(75%)を算入しているほか、新たに創設された補助事業である「地方都市リノベーション事業」による国庫補助金を算入して計算している。
 ・小中併設校(事業費124.4億円)の関連事業は、「新市街地区小中学校用地取得事業」、「新市街地区小中学校建設事業」、「新市街地区(仮称)おたかの森センター整備事業」、「新市街地区多目的広場用地取得事業」、「新市街地区小中学校併設校防災拠点整備事業」、「新市街地区図書館整備事業」。
 ・市民総合体育館整備事業には、現在の体育館の取り壊し工費を含む。
 ・図書館整備事業のうち、平成26年度の人員費、図書購入費、OA用消耗品費、備品購入費等(34,000千円)と平成27年度～31年度の人員費、図書購入費、ネットワーク通信料等(32,092千円)は総事業費124億円に含まれていない。
 ・立地施行に伴う長期割賦分について
 返済期間は平成32～46年度の15年間
 借入元金は、2,050,665千円。利率は1.3%
 返済は毎年9.3月の2回(75,457,841円×年2回=150,915,682円)
 支払総額は、2,263,735千円
 ・市民総合体育館整備事業の総事業費は、前期の事業費114,500千円(平成23年度32,500千円、平成24年度82,000千円)を含んでいる。
 ・基金繰入金は一般財源に含んで見込んでいる。

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金 「流山市の安心安全な市街地整備の推進」



流山市
都市整備部・学校教育部

流山市 Nagareyama City

都心から
一番近い森のまち

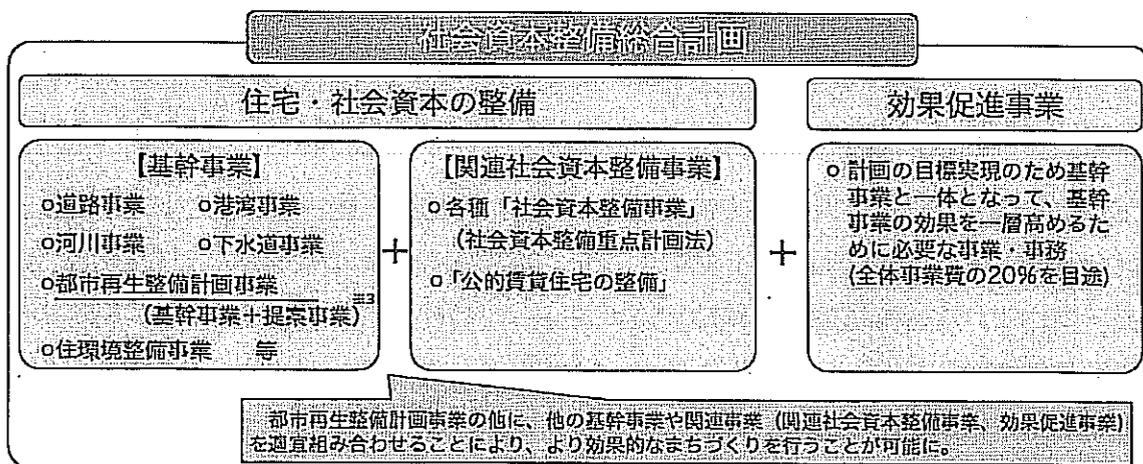


社会資本整備総合交付金

○具体的なイメージ

公園、下水、都市再生など別々の補助事業を、目的や指標が一致する事業を、ひとつの社会資本総合整備計画にパッケージ化できる。

原則、ひとつの事業で計画を策定することはできず、複数の事業の組合せが必要。



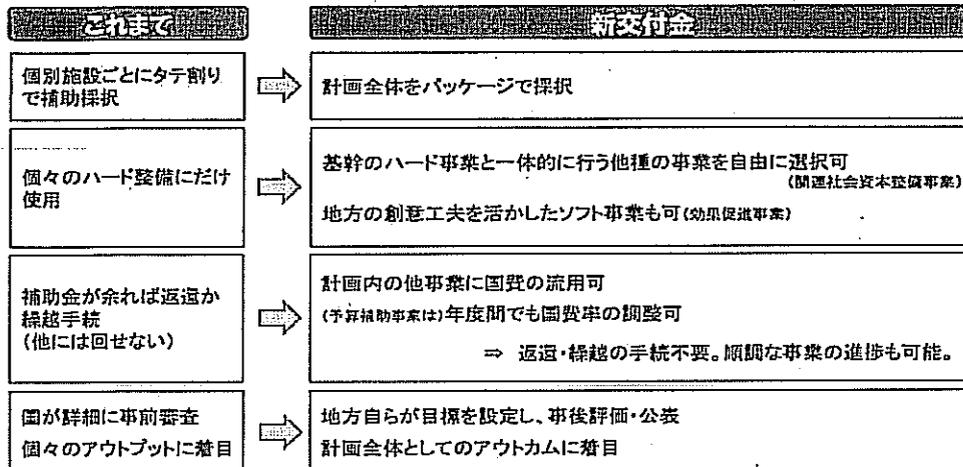
社会資本総合計画に關する政策目標の達成

(出典) 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_ik_000014.html

社会資本整備総合交付金

ポイント

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、ハード・ソフトの両面からトータル支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



まちづくりの自主性を高める効果促進事業(従来との大きな変更点)

要綱に定められた基幹事業以外に、計画総額の20%を限度として目標達成に必要なハード、ソフト事業を、効果促進事業として自治体の裁量で行うことができる。(国費率50%)

(出典) 国土交通省http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000014.html

社会資本整備総合交付金 要素事業

○基幹事業

イ. 社会資本整備総合交付金事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業

ロ. 防災・安全交付金事業(H24補正から分離)

社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現のために交付金事業者が実施する基幹的な事業

○関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる事業及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業(※抜粋)

○効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

社会資本総合整備計画

「流山市の安心安全な市街地整備の推進」

防災
安全
交付金
移行分

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-1

都市公園事業

(体育館建替・周辺整備)

事業費4,722/国費1,827

(H24補正内示額 100)

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-2

吸収源対策公園緑地事業

(儲ヶ崎緑地・平和台緑地)

事業費1,256/国費393

(H24補正内示額 127)

基幹事業(都市再生整備計画事業)

○1-A-3

つくばエクスプレス沿線地区

都市再生整備計画事業

事業費3,358/国費1,679

(H24補正内示額 403)

関連事業(B)

効果促進事業

○1-C-1

小中併設校用地取得事業

事業費2,066/国費1,033

(H24補正内示額 1,033) (百万)

体育館と併設校をパッケージ化することで、多額の効果促進事業を活用できる。

☆効果促進事業の限度額: $20\% \geq 100 * (C/A + B + C) \Rightarrow$ 国費1,033百万円

社会資本整備総合交付金 基幹事業

○都市公園事業 (国費率:用地1/3・整備1/2)

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行う事業。都市公園として一定の規模、事業費を満たすことが必要。

○吸収源対策公園緑地事業 (国費率:用地1/3・整備1/2)

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業

○都市再生整備計画事業 (国費率:概ね4割) ※旧まちづくり交付金。

市区町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第46条第2項第2号及び第3号の事業。計画区域を定めて、地域交流・観光・交通などの拠点機能、道路、公園、下水道、公営住宅整備などを一体的に行うまちづくり事業。計画の総事業費の概ね2割を限度に、市町村が独自に行う提案事業(ハード・ソフト)を行うことができる。

都市再生整備計画事業は、基幹事業・提案事業が組み合わされている。
イメージ ⇒ ミニ社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金のモデル・原型)

社会資本整備総合交付金のスケジュール

○予算要望(前年7月・9月)

前年度中に次年度に必要な額を要望する。年2回、概算要望と本要望が行われ、次年度事業の要求資料を作成し、県とのヒアリングを行う。

7月:概算要望:次年度に必要な概算額を要求する。本要望のための予算の枠取り

9月: 本要望:次年度に必要な額を確定して要求する。以降の要求額変更は不可

概算要望を経ない本要望は原則できない。・要求額は概算要望額の以内が原則

○予算内示(4月初旬)

予算成立後(毎年4月初旬)に当該年度の執行可能額を通知(内示)される。内示は、地区単位で国費のみで行われるので、各事業・施設にどれくらい充当するのかを地方自治体が決定する。

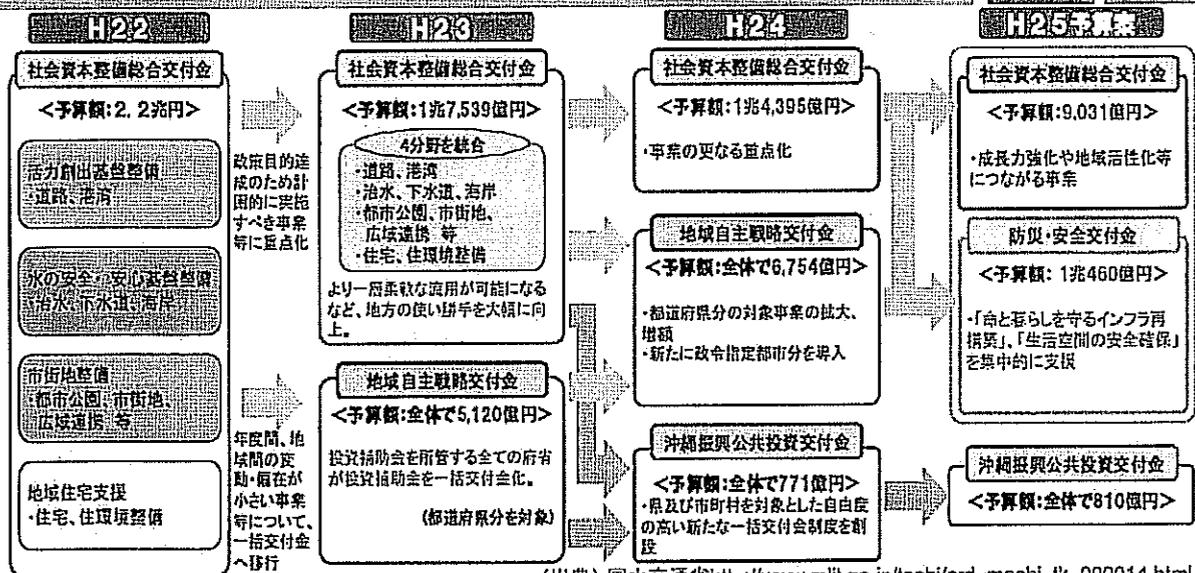
○完了実績の報告(翌年3月まで随時)

当該年度の全ての事業が完了した場合、完了実績報告書を提出する。国費の請求・受入は、通常、翌年3月に行われる。(未完了の場合は、完了した部分の国費のみ請求が可能。)

※事業が完了しない場合の繰越手続き(翌年3月)

当該年度に事業が完了しない場合、未完了分の国費について、翌年度繰越の手続きを行う。

国庫補助の動向



平成22年度 社会資本整備総合交付金の創設(従前の個別補助金を一括化)
 平成23年度 地域自主戦略交付金の創設(都道府県が対象・平成24年度 政令指定都市に拡大)
 平成25年度予算案 防災・安全交付金の創設(地域自主戦略交付金は廃止)
 ⇒インフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保の取組を集中支援

防災・安全交付金の創設・計画の分離

防災・安全交付金移行分	基幹事業(都市公園等事業) ○1-A-1 都市公園事業 (体育館建替・周辺整備) 事業費4,722/国費1,827 (H24補正内示額 100)	基幹事業(都市再生整備計画事業) ○1-A-3 つくばエクスプレス沿線地区 都市再生整備計画事業 事業費3,358/国費1,679 (H24補正内示額 403)	社会資本整備総合交付金 従来分
	基幹事業(都市公園等事業) ○1-A-2 吸収源対策公園緑地事業 (踏ヶ崎緑地・平和台緑地) 事業費1,256/国費393 (H24補正内示額 127)	関連事業 (B) 効果促進事業 ○1-C-1 小中併設校用地取得事業 事業費2,066/国費1,033 (H24補正内示額 1,033)	

効果促進事業の算定特例: 移行分離前の計画総額20%が認められる。

効果促進事業の総額は、 $20\% \geq 100 * (1-C-1) / (1-A-3 + 1-C-1)$ とはならない。

日本経済再生に向けた緊急経済対策: 対応・効果

○追加公共事業の前倒し

経済再生と必要な社会資本整備を確実にを行うため、早期完了が可能な事業を前倒し実施

○前倒し対象事業(要望国費)

- 公園事業 (踏ヶ崎緑地・体育館) ⇒ 227 百万
- 都市再生整備計画事業 (併設校用地取得関係) ⇒ 1,436 百万 (※)
- ・多目的広場/地域交流センター/防災備蓄倉庫/効果促進事業

○地域の元気臨時交付金

地方経済再生・地方への配慮のため、地方負担額の0.7~0.9の額が交付される。

○効果

- ・国の厳しい財政状況の中、要望額どおりに交付されない状況が続いていたが、緊急経済対策としての重要性から要望額どおりに交付された。
- ・本来、市の負担となる地方負担分について、特例として地域の元気臨時交付金が交付され、約12億の負担を軽減することができた。

※当初、平成25年度からの事業開始を計画していたが、国との協議を重ね、平成24年度からの事業開始が認められた。

**地域の元気臨時交付金
(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)**

○意義

大規模かつ緊急的な経済対策の実施にあたり、地方公共団体の資金調達に配慮し、H24年度補正予算事業に限った予算措置を実施するもの。

○交付対象

H24年度緊急経済対策における事業を実施する地方公共団体
(地域の元気臨時交付金実施計画の作成を必要とする。)

○交付限度額

実施計画に記載された追加公共事業等の地方負担額等をベースに算定。
※財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。(下限0.7～上限0.9)

○使途

平成24年度補正予算(第1号)に計上された事業、又は、平成25年度当初予算に計上される事業のうち、以下の事業の地方負担分に充当が可能。(法定国費率の事業を除く)

- ①建設公債の発行対象経費であるもの
- ②建設公債の発行対象経費でなく、かつ、その地方負担が建設地方債の発行対象経費であるもの。

地域の元気臨時交付金(交付限度額算定方法)

○地方負担額(百万)

基幹事業 ○1-A-1 都市公園事業 H24補正事業費200 内示額 100 ※補助対象外事業費50除く	国費率1/2・地方負担額100
基幹事業 ○1-A-2 吸収源対策公園緑地事業 H24補正事業費381 内示額127	国費率1/3・地方負担額254
基幹事業 ○1-A-3 つくばエクスプレス沿線地区 都市再生整備計画事業 H24補正事業費806 内示額403	国費率1/2・地方負担額403
効果促進事業 ○1-C-1 小中併設校用地取得事業 H24補正事業費2,066 内示額1,033	国費率1/2・地方負担額1,033


地方負担額の合計
1,790
 $\times 0.70 =$
交付限度額
1,253

財政力指数を勘案

計画を見直す場合(基本の考え)

基幹事業の数を減らす・事業費を減らす場合

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-1

総合運動公園事業
(体育館建替・周辺整備)

事業費4,722/国費1,827

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-2

吸収源対策緑地公園事業
(縮ヶ崎緑地・平和台緑地)

事業費1,256/国費393

基幹事業(都市再生整備計画事業)

○1-A-3

つくばエクスプレス沿線地区
都市再生整備計画事業

事業費3,358/国費1,679

関連事業(B)

効果促進事業

○1-C-1

事業費2,066/国費1,033

⇒事業費1,753/国費 876

(百万)

A基幹事業の総額が少なくなれば,C効果促進事業の枠自体が小さくなる。

→C効果促進事業は,H24補正で全額交付済みの為,返還しなくてはならない

→事業費縮小分にあわせて,新規の基幹事業を追加していく必要がある。

体育館と併設校を関連付けするメリット

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-1

総合運動公園事業
(体育館建替・周辺整備)

事業費4,722/国費1,827

基幹事業(都市公園等事業)

○1-A-2

吸収源対策緑地公園事業
(縮ヶ崎緑地・平和台緑地)

事業費1,256/国費393

基幹事業(都市再生整備計画事業)

○1-A-3

つくばエクスプレス沿線地区
都市再生整備計画事業

事業費3,358/国費1,679

関連事業(B)

効果促進事業

○1-C-1

事業費2,066/国費1,033

⇒事業費 839/国費 419

(百万)

事業費2,066/国費1,033 ⇒ 事業費 839/国費 419

差額(関連付けするメリット) ⇒ 事業費 1,227/国費 614

※地域の元気臨時交付金 $614 \times 0.7 = 430$ 合計 1,044

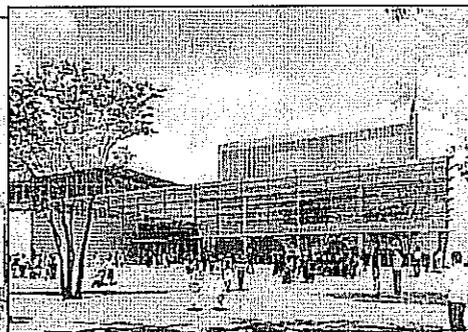
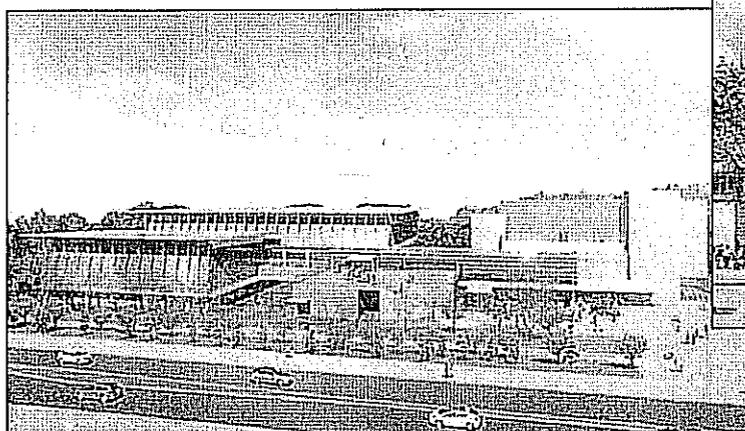
体育館事業見直しの場合（H24補正分の返還額）

基幹事業 ○1-A-1 都市公園事業 H24補正事業費200 内示額 100 ※補助対象外事業費50除く	国費率1/2・地方負担額100 (臨時交付金 70)			
基幹事業 ○1-A-2 吸収源対策公園緑地事業 H24補正事業費381 内示額127	国費率1/3・地方負担額254 (臨時交付金 177)			
基幹事業 ○1-A-3 つくばエクスプレス沿線地区 都市再生整備計画事業 H24補正事業費806 内示額403	国費率1/2・地方負担額403 (臨時交付金 282)			
効果促進事業 ○1-C-1 小中併設校用地取得事業 H24補正事業費2,066 内示額1,033	<table border="1"> <tr> <td>返還分 (関連するメリット) 事業費1,277 国費614</td> <td>返還分 地方負担*0.70 地方負担 614 臨時交付金 430</td> <td>国費率1/2 地方負担額1,033 (臨時交付金 723)</td> </tr> </table>	返還分 (関連するメリット) 事業費1,277 国費614	返還分 地方負担*0.70 地方負担 614 臨時交付金 430	国費率1/2 地方負担額1,033 (臨時交付金 723)
返還分 (関連するメリット) 事業費1,277 国費614	返還分 地方負担*0.70 地方負担 614 臨時交付金 430	国費率1/2 地方負担額1,033 (臨時交付金 723)		

○H24補正予算における国費配分の返還額

国費/臨時交付金 体育館100/70 併設校614/430 計1,214百万

流山市民総合体育館建替事業の概要



建設地：野々下1丁目40番地の1他
総合運動公園内 現在の陸上競技場

敷地面積：82,966.50㎡
 建築面積：7,876.21㎡
 延べ面積：10,642.12㎡
 階数・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上3階
 主要用途：体育館、観覧場

○特定財源の確保

社会資本整備総合交付金
 都市公園事業を活用
 補助率：1/2
 (事業費の概要)
 全体事業費：4,722百万
 補助事業費：3,654百万
 国費要望額：1,827百万

市民総合体育館建設に関する特別委員会資料

発行 平成25年7月

編集 流山市都市整備部みどりの課

発行者 流山市

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話 04-7158-1111